

小選挙区比例代表並立制における 公認問題と党内権力関係

—1996年総選挙を事例として—

うえ かみ たか よし
上 神 貴 佳

目 次

第一章 公認問題への招待	80
第一節 その重要性と本稿の分析視角	80
第二節 公認問題と選挙制度	80
第三節 本稿の構成	82
第二章 マクロ分析：96年総選挙における各党の公認を中心として	82
第一節 小選挙区比例代表並立制における政党の合理的な公認政策	82
第二節 96年総選挙における公認に見る党内権力関係	85
第三節 96年総選挙における公認と党内権力関係の再編	89
第三章 ミクロ分析：旧東京四区における保守系代議士の公認を中心として	93
第一節 旧東京四区について	93
第二節 旧東京四区における公認に見る党内権力関係	98
第三節 旧東京四区における公認と党内権力関係の再編	104
まとめ	107

第一章 公認問題への招待

第一節 その重要性と本稿の分析視角

1994年1月末、曲折を経て、衆議院への小選挙区比例代表並立制の導入が実現の運びとなった¹。この改革によって公認²をめぐる党内政治は変容し、政党内部の権力構造が再編成され、「利益の集約」「ポリティカル・リーダーの補充・選出」「決定作成マシーンの組織化」など、政党の諸機能³も大きな影響を受けた可能性がある。

本稿は、新選挙制度における公認という視点から党内権力関係を読み解くことで、政党研究に対して寄与することを目指す⁴。従来、選挙制度改革をめぐっては「政党システム」への影響を中心に論じられてきたが⁵、公認をテーマとすることでの「政党」そのものを分析する視角を提示し得る。また、比較政治学的にも「混合選挙制度」の研究は緒に就いたばかりであり、さらなる研究が待たれる⁶。以下、本章では、公認と党内権力配置の関係、選挙制度の効果について検討する。

公認問題と党内権力関係

E.E. シャットシュナイダーとロベルト・ミヘルスの見解を紹介しよう。アメリカにおける政党研究の第一人者であったシャットシュナイダーは、公認を政党研究における最も重要な問題の一つと位置付ける。なぜなら、候補者を公認し得る者こそ、政党における真の権力者に他ならないからである。つまり、党内権力関係を反映して公認のあり方が決まる。権力配分のあり方を知るためにには、最適の分析ポイントなのである⁷。

また、ドイツ社会民主党の研究から「寡頭制の鉄則」を主張したミヘルスも、公認と政党の権力関係に着目した見解を表明する。政党リーダーは議員候補者の公認権を独占しようと試みる。その寡頭的支配体制を維持するためである。各選挙区の党组织によって候補者が選出されると、寡頭的な党内権力関係に対するダメージとなる⁸。

これら、政党研究の碩学達は公認と党内権力に存在する二通りの関係を其々見抜いていた。第一

は、シャットシュナイダー曰く、「党内政治が公認を形成する」側面である。つまり、公認とは党内権力の所在を映す鏡である。第二に、ミヘルスが指摘するように、「公認のあり方が党内権力関係を再編成する」側面である。党執行部のリーダーシップは、公認政策によって選出議員の構成を左右することで、その党内権力基盤を再構築できるか否かに懸かっているといえる。つまり、公認はその時点における党内権力関係によって規定されると同時に、将来の権力関係を規定するともいえる。そこで、本稿はこれら二つの側面から考察を試みる。まず、第一の側面から各党の公認を分析することで政党執行部のリーダーシップの評価を目指す。次いで、選挙結果の分析によって第二の側面である党内権力関係の再構築を考察する。

第二節 公認問題と選挙制度

以上、公認と党内権力配置に存在する二通りの関係について述べたが、この関係は選挙制度によって異なる。本節では、公認と選挙制度について既存研究をレビューし、権力関係へのインプレッションに注意しながら議論の整理を試みる。

小選挙区制と比例代表制

ここでは、比較政治学的観点からヨーロッパ8カ国⁹と日本を対象に理論化を目指したマイケル・ギャラガーとマイケル・マーシュの編になる研究を紹介する¹⁰。選挙制度と候補者選定過程の関係については、「比例代表制における候補者選定は政党執行部の権力を強める」とする主張が多い¹¹。その根拠として、ギャラガーは二つの点を挙げる¹²。まず、選挙区のサイズである。選挙区が広くなると、候補者個人の情報に基づく投票（personal vote）が減少すると考えられる。そのため、候補者選定におけるローカルな要素は薄れる。むしろ、政党のラベルや様々な組織の支持といった要素が重要となり、党執行部が介入する余地が広くなる。また、有権者が選択できる範囲も重要である。preferentialな名簿では、有権者はどの候補者を当選させるか選択することができる。この場

小選挙区比例代表並立制における公認問題と党内権力関係

合、有権者の候補者に対する好悪などのローカルな情報が重要となり、これらは党執行部の介入に対する防御壁となる。逆に、拘束名簿方式を採用する比例代表制や1政党につき1名のみ立候補する小選挙区制では、ある政党のどの候補者を当選させるかについて有権者は無力である。そのため、党執行部の力が強まるという。以上から、比例代表制においては、執行部によるリーダーシップの発揮が想定される。他方、小選挙区制については、党内権力関係に与える影響について予測するのが難しい。小さな選挙区サイズは執行部権力の浸透を遮断するが、有権者に同一政党の候補者間の選択を許さない点で執行部権力を強めるとも考えられるからである。

では、選挙制度と候補者選定をめぐる党内権力配置との関係は実証できたのだろうか。ギャラガーらの分析では、予想に反して、弱い関係しか発見できなかった¹³。政府機構や政治文化など他の変数の影響が厳密にコントロールされていないなど¹⁴、彼らの分析は方法論上の問題点や結論の曖昧さを残し、満足できるものではない。

中選挙区制

我が国はかつて中選挙区制を採用していたが、公認は重要な問題であった。複数定数の単記非移譲投票制（SNTV）であるため、政党は選挙区における支持の強度に合わせた数の候補者を公認し、さらにその票を候補者間に適切に配分しないと議席を最大化することはできない。過半数を獲得するため選挙区に複数の候補者を擁立する必要があった自民党に対し、深刻な問題を突き付けることになる¹⁵。李甲允はこのゲームを中選挙区ゲームと名付け、その均衡戦略がドント式での得票・議席変換に等しいことを数学的に証明した¹⁶。そして、自民党が得てきた議席はドント式に基づく理論値より少ないことを明らかにし、自民党には票の配分能力が欠けていることを理由として示唆する。指導層は派閥主義によって分裂しており、選挙運動は候補者個人の当選を最高の目標とする個人後援会に支えられているからである¹⁷。

ゲイリー・コックスとフランシス・ローゼンブルスは、自民党が過剰公認による失敗を減らしてきた点に注目する¹⁸。候補者総数の減少が直接の原因であるが、その背景要因として、非現職の公認を抑制したことを指摘する。党内権力関係という観点からは、どのような解釈が可能であろうか。まず、過小公認は是正されておらず、執行部権力が強化されたとはいえない。政党執行部がリーダーシップを発揮したなら、獲得議席を最大化するために最適数の公認を実現したと考えられるからである。また、主流派派閥に有利な公認となっていることから、派閥間競争の影響を認めることができる。しかし、過小公認から明らかなように、議席最大化を目指す派閥間の競争が十全に発揮された訳ではない。よって、派閥間競争に制約されつつも、現職候補の再選欲求を満たすために非現職の公認を制限するようになった、即ち議員の影響力強化という解釈が妥当であろう。

小選挙区比例代表並立制

いわゆる「混合選挙制度」の範疇に入る、我が国の中選挙区比例代表並立制についてはどうだろう。新選挙制度における公認をめぐっては、まず、スティーブン・リードが主に新潟県の自民党と新進党を題材として分析している¹⁹。そして、自民党は農村部で選挙区数より現職議員の数が多いため、比例区への転出によって公認を調整したことを明らかにした。また、新進党については、都市部で選挙区の数が足りず、旧公明党系を中心に比例区に回ったと指摘する。そして、両党の分析を元に、比例区が小選挙区の公認を調整するための妥協に利用されたと主張する。しかし、選挙結果の分析までには至っていない。

丹羽功は富山県の自民党を題材として、公認調整や選挙運動について検討している²⁰。富山県は自民党が最も強い都道府県の一つである。そのため、小選挙区の数を上回る現職が存在するという、非都市部で自民党が直面した問題を解決する必要があった。そこで、丹羽は小選挙区間の候補者配分や比例区転出をめぐる富山自民の対応につ

いて分析する。小選挙区の公認調整については、候補者の選挙地盤の特徴や当選回数が基準となつたという。地元レベルの公認調整が不調の場合(富山一区・二区)，執行部に一任された。また、比例名簿の作成については、北陸信越ブロックを構成する新潟、富山、石川、福井、長野の5県間の調整を中心に叙述している。さらに、候補者間の選挙協力も分析の対象とし、富山自民党の勝利(特に富山一区)を説明する。これらの分析から、地方党组织(県連や選挙区支部)の役割が公認においては減少し、選挙運動では増大した、との結論を導く。

リードと丹羽の研究は数少ない貴重な分析であるが、公認をめぐる党内権力関係への視座が不十分である。第二章以下、本稿はこの間隙を埋めることを目標とする。

第三節 本稿の構成

図1は、本稿の分析視角とその基本的構成についてまとめたものである。まず、公認問題を各党横断的、マクロ的に分析する第二章と、選挙区レベルの事例研究によってミクロ的側面の理解を目指す第三章の二本立ての構成とする。第二章における分析は実際の公認プロセスを追った訳ではなく、あくまで集計的レベルの「推定」に留まる。そこで、第三章において特定の選挙区を対象に公認過程や選挙協力などのミクロ的なメカニズムを探る。ミクロの事象を対象として、マクロレベルにおける分析の妥当性を確認し、本稿の議論を相互に補強することを目指す。

また、其々を上述の二つの側面から考察する。よって、本稿は $2 \times 2 = 4$ つの分析編と、新選挙

図1 分析視角と構成



制度における公認政策の検討(第二章第一節)、選挙区の紹介(第三章第一節)、及びまとめから構成される。

第二章 マクロ分析：96年総選挙における各党の公認を中心として

第一節 小選挙区比例代表並立制における政党の合理的な公認政策

本節では、新選挙制度における政党の合理的な公認政策について検討し、分析枠組みの導出を目指す。ここで考えるのは、前章第一節で述べた第一の側面を分析するためのツールである。では、公認政策の形成における政党執行部の権力とは、どのように推し量ればよいのだろうか。本稿では、公認政策に対する執行部の選好を演繹的に導き出す。そして、執行部と政治家が対立する点を明らかにし、どちらの利益が優先したか判定することによって、党内権力関係のあり方を推察する²¹。

最適な候補者数

前章で見たように、中選挙区制における政党の合理的な公認政策とは「候補者の数」をめぐるものであった。候補者数の最大化によって集票効果を上げることはできるが、「票割り」の問題が介在するため、その得票が必ずしも議席の獲得に結びつかないのである。

では、新制度における政党の最適な公認政策とは、どのようなものが考えられるだろうか。最適な候補者の数から考えてみよう。まず、小選挙区及び比例区では「票割り」の必要がない。また、政党が集票面において候補者の組織に依存している場合、政党の集票活動の水準は候補者数の増加(減少)に伴って上向く(落ち込む)と考えられる。つまり、政党全体の得票を最大化するために候補者を可能な限り擁立しても、過剰公認とはならず、そのまま議席獲得のチャンスを増大させる。まず、300の小選挙区には全て候補者を擁立することが望まれる。仮に小選挙区の候補者が落選しても、その集票活動によって比例区での票の上積みに貢献する。比例区においても、各比例ブロック

の定数に等しい候補者数、計200名を名簿に登載する必要がある²²。よって、500名の候補者を公認することが政党にとって合理的となる²³。

新選挙制度は中選挙区制が内包していた問題から解放された訳だが、比例区の登場によって新たな問題が発生する。それは候補者の集票規模や集票ディスインセンティブに関わる問題である。

最適な候補者像

まず、比例区における集票という視点から、政党にとって最適な候補者像について考えてみたい。新選挙制度では11のブロックから構成される定数200名の比例区が設けられた。つまり、従来の中選挙区制と比較すると選挙区が大幅に拡大した訳である。まず、地理的な拡大をカバーできる集票組織が要求される。また、小選挙区とは異なる集票ルートの活用により、新たな票の掘り起こしを期待できる。要するに、政党にとって最も合理的な選択は、拡大した選挙区サイズに対応し、小選挙区とは重複しない集票組織を持つ候補者を公認することである。では、新比例ブロックに相応しい候補者像とはどのようなものだろうか。

まず、旧中選挙区単位で支持基盤を築いてきた候補者は、集票規模の点で比例ブロックに相応しくない²⁴。また、その支持基盤が従来型の個人後援会と変わらないなら、新たなルートによる集票も望めない。そこで、宗教団体、労働組合、業界団体などの各種組織による支持を受けた「組織候補」や、全国的な知名度を有する「タレント候補」が、比例区の候補者として最適と考えられる。なぜなら、彼らは「拡大した選挙区サイズに対応し、小選挙区とは重複しない集票組織を持つ」からである。議論の妥当性を示すために、参議院比例区の候補者について紹介しよう。選挙区サイズが全国大という制度的相違はあるが、組織候補やタレント候補が目立つのは予想通りの結果である。辻中豊によると、自民党の場合、衆議院より参議院の方が利益代表的性格は濃い²⁵。86年参議院選挙では、立正佼正会、生長の家といった宗教団体や、軍恩連、歯科医師会、日本遺族会、日本医師会、

小選挙区比例代表並立制における公認問題と党内権力関係

自衛隊などの各種団体を背景とする組織内候補が目立つ²⁶。建設省、農水省、自治省、国鉄などの官僚出身候補も組織的利益を背景に持つと見てよい。タレントや文化人、大学教授出身候補は計5名が当選している。社会党や民社党については、それぞれの支援労組出身候補の占める割合が大きい。また、これらの候補の順位についてであるが、組織候補やタレント候補は名簿上位に登載される傾向が見られる。広瀬道貞によると、自民党の場合、比例順位決定に際して党员集めが要求される²⁷。名簿上位に登載されるためには、10万人以上の党员名簿が必要である。達成するためには組織的な支援が必要であり、関連業界を動員できる官僚出身者が有利であるという。92年参議院選挙の比例区当選者19名の内、実に13名が官僚出身者である。この指摘は組織内候補にも当てはまるであろう。

以上、比例区における最適な候補者は「組織候補」「タレント候補」であることを示した。しかし、小選挙区との重複立候補を認める場合、組織候補は必ずしも望ましくない。小選挙区においては、組織候補が有利とは限らないからである。支持基盤の偏りのために、その広がりが期待できないと、相対多数を制する必要がある小選挙区での当選は難しい。重複立候補を採用する場合、比例区における最適な候補者像と衝突するため、政党全体の合理性が阻害されることに注意を喚起したい。

では、小選挙区における最適な候補者像とはどのようなものだろうか。政党を通じた集票が不可能である場合、候補者は「自前」の集票組織を用意せねばならない。一般に、「地盤」「カンバン(知名度)」「カバン(資金力)」が当選のために必要といわれるが、これらは現職議員(前職候補者)に有利な条件と考えられる。つまり、より堅固な集票基盤を有する候補者、即ち前職候補者を公認することが、政党にとって合理的といえる。

集票ディスインセンティブの軽減

ここでは、比例区に伴う集票ディスインセンティブの問題に焦点を合わせる。なぜ、重複立候

補及び比例名簿の順位付けが候補者の集票インセンティブを減退させるのか、どのような対策が考えられるのか、順次に検討していく。

まず、重複立候補に伴う集票ディスインセンティブの問題について考えてみたい。新選挙制度では、小選挙区と比例区に重複して立候補することができる。小選挙区で当選した時点で比例名簿から脱落するが、小選挙区で落選した場合、名簿順位に従って比例区の議席が割り振られる。「復活当選」である。小選挙区に次いで、比例区という「第二ラウンド」が用意された訳である。重複立候補の機能は「セーフティ・ネット」にあると見てよい。そのため、モラル・ハザードが発生し、集票上はマイナスと考えられる。要するに、候補者の「ヤル気」を失わせる可能性があるため、得票の最大化という点で望ましくない。当然のことながら、政党の合理的な公認政策は、重複立候補を認めないことである。

次に、比例名簿順位に伴う集票ディスインセンティブの問題を検討しよう。比例区では、獲得された議席は名簿の順位に従って分配される。登載順位が十分に高い（低い）と、選挙運動をしなくても（しても）当選（落選）する候補者が生じてしまう。選挙運動量の多寡が、候補者の主観的な当選可能性に影響を与えない。そのため、当選（落選）確実な順位に登載された候補者の集票インセンティブは減退するものと考えられる。この場合も、モラル・ハザードが発生する訳である²⁸。

獲得議席を最大化するために、政党はこのモラル・ハザードを抑制し、合理的な公認政策を採用せねばならない。では、どのような解決策が考えられるだろうか。

まず、考えられる対策は、比例名簿における序数的な順位付け（1位、2位、3位、……）を拒否することである。重複立候補者については、名簿の同一順位に並べて惜敗率で復活当選の可否を決めればよい。惜敗率、即ち小選挙区での成績で当落が決せられるなら、集票活動と当選可能性との関係を主観的に認識することが容易となる。故に、重複立候補を認めたとしても、モラル・ハザードの軽減は可能であると考えられる²⁹。また、順位付けという党内紛争の種を生じないため、低い調整コストという「おまけ」も伴う。さらに、惜敗率の勝負で有利を期待できるため、前職候補者にも好まれる妥協策となろう。

次に考えられる対策は「制裁」の活用である。党執行部は候補者の選挙活動実績を次回の公認における判断材料とし、不熱心であった候補者には報復すればよい。名簿順位を下げる、公認しないなどの措置が考えられる。ただし、党執行部は、報復のチャンスを次回の公認まで待つ必要がないかもしれない。なぜなら、比例名簿の届け出は公示後なので、上位登載「予定」候補者の公示前の集票努力を評価して制裁することも可能だからである。

結び

以上をまとめると、

1. 候補者を可能な限り多く擁立するために、
 1. 1. 小選挙区定数に等しい数の候補者を擁立する。
 1. 2. 比例区定数に等しい数の候補者を擁立する。
2. 比例区候補者の集票規模を拡大するために、
 2. 1. 組織的支持を受けた者を擁立する。
 2. 2. 知名度の高い者を擁立する。
3. 小選挙区における集票組織の欠如を補うために、前職候補者を優先して公認する。
4. 集票ディスインセンティブを軽減するためには、
 4. 1. 重複立候補を認めない。
 4. 2. 重複立候補を認める場合には、同一順位とする。
4. 3. 次回公認における名簿順位決定は選挙実績を考慮する。

現実の公認は執行部と政治家の党内政治によって形成されるため、政党の合理性が貫徹される保証はない。現職議員は小選挙区の選択及び比例名簿の登載順位における有利な取り扱いや、重複立候補を要求するであろう。特に、重複立候補の是

非は公認の最重要ポイントである。先述のように、小選挙区の定数は300名であり、比例区より100名も多い。そのため、小選挙区の候補者全員が重複立候補すると、当選可能圏内に純粹比例区候補者³⁰を擁立する余地がなくなる。逆に、当選可能圏内一杯まで純粹比例候補を擁立すると、復活当選の可能性が望めないため、重複立候補の採用は不可能となる³¹。それ故、各党の公認政策を組み立てる上で大きな意味を持つ。

第二節 96年総選挙における公認に見る党内権力関係

本節では「党内政治が公認を形成する」第一の側面に注目する。政党の合理的な公認政策と政治家の再選インセンティブの関係に注目する前節の議論に基づいて、96年総選挙における各党の公認を分析し、執行部のリーダーシップの評価を試みる。

全体の公認状況

各党毎の検討に入る前に、全体の公認状況について見てみよう。表1は前職・元職・新人別に各党の候補者数を公認形態とクロスさせ、統計的検定を行ったものである。主要5党の候補者総数は1245名に上る。93年総選挙における主要政党の候補者総数は784名であるから、大幅な増加といえる³²。

全体としては、共産党の新人（268名）を除くと、重複立候補（483名）が最も多く見られる公認形態である。前職・元職・新人の別ではどうであろうか。前職候補者の約半数（210名）、元職候補者の約2/3（41名）が重複立候補している。新人候補者は小選挙区単独での公認が最も多いが、共産党の候補者を除くと、重複立候補が最も多くなる（232名）。前職・元職・新人候補者の間で公認形態のパターンにそれ程、大きな相違が存在する訳ではない。

では、各党で公認パターンに違いがあるのだろうか。一見したところ、候補者数にばらつきがある。カイ2乗検定によると、前職・元職・新人及

表1 候補者数

		小選挙区	重複立候補	比例区	計
前職	自民党	24	137	36	197
++a	新進党	110	5	43	458
	民主党		45	4	49
	社民党		14		14
	共産党		9	6	15
	計	134	210	89	433
元職	自民党	1	17	4	22
++b	新進党	13		4	17
	民主党		10	3	13
	社民党		6		6
	共産党		8	2	10
	計	14	41	13	68
新人	自民党	3	106	27	136
++	新進党	104	3	78	185
	民主党	2	86	11	99
	社民党		23	5	28
	共産党	268	14	14	296
	計	377	232	135	744
計	自民党	28	260	67	355
++	新進党	227	8	125	360
	民主党	2	141	18	161
	社民党		43	5	48
	共産党	268	31	22	321
	計	525	483	237	1245

注：政党の別が公認形態に与える影響を、カイ2乗検定によって推測した

+は5%水準、++は1%水準で統計的に有意

aは4セル(26.7%)が期待度数5未満

bは11セル(73.3%)が期待度数5未満

び計の全てにおいて、1%水準で統計的に有意となっている。即ち99%以上の確率で、政党間の違いがあるといえる。

以上から、96年総選挙において、最も好まれた公認形態は重複立候補だが、政党毎にパターンが異なることが分かった。この政党間の違いについては、後で詳しく検討する。

小選挙区における公認調整

定数300名の小選挙区導入に伴い、129の旧中選挙区は平均2.3個弱の小選挙区に分割される。また、小選挙区の公認は全て前職候補者優先である。

そのため、かつて中選挙区でライバル関係にあつた自民党の前職候補者達は別々の選挙区に棲み分けることになった。また、現職議員の数に比して選挙区の数が足りない場合、比例区への転出を迫られる者が出てくる。自民党においてはベテランが若手に譲るか、コスタリカ方式という「交代制」で公認の調整がなされた³³。こうした事情は新進党でも同様である。同党の場合、都市部で選挙区数以上の現職議員を抱えていたが、旧公明党系議員が比例区から立候補する形で調整が決着した。

表2は、自民党と新進党における公認調整をまとめたものである。小選挙区の棲み分け、比例区への転出、小選挙区の棲み分けを伴う比例区への転出という3パターンを旧中選挙区単位で集計した。自民党の前職候補者は34の旧中選挙区で選挙区を棲み分けている。新進党は19である。比例区転出のケースは、自民党で17、新進党は18となっている。小選挙区の棲み分け及び比例区転出が見られたケースは、自民党で13、新進党で9である。自民党は選挙区を棲み分けたケースが半数以上を占める。自民党の前職候補者は旧中選挙区下で「地盤」と称される勢力範囲に沿って保守層を分割していたため、棲み分けが比較的容易だったと考えられる。対して、新進党は比例区への転出が18と相対的に多い。比例に転出した新進党前職候補者29名の内、21名は旧公明党系である。その理由としては、比例区の集票上の必要が挙げられる³⁴。加えて、創価学会を支持基盤とする旧公明党系の候補者は支持の広がりが期待できず、小選挙区では当選が困難なためもある³⁵。また、新進党は相争っていた政党の連合体であり、地盤の重複や支

持基盤の相違に起因する選挙協力の困難が想定され、比例区に回らざるを得なかった可能性も否定できない。

以下では、公認方針や比例名簿の構成³⁶に注目して、96年総選挙における各党の公認を詳しく見ていく。

自民党

自民党の公認方針は次のようなものである。基本的に現職議員（前職候補者）優先とする。小選挙区は「挙党体制を組める候補」を擁立する。新人発掘には公募・コンテスト方式の導入も考慮する。小選挙区数が前職候補者の数より少ない場合、あるいは地盤が重なるために小選挙区から立候補できない場合、比例区に回らざるを得ない前職を名簿最上位とする³⁷。小選挙区候補は全員、重複立候補とする。重複立候補の名簿順位は前職・元職・新人で差別化せず、同一順位とする。惜敗率を競わせることで、比例区での得票に上積みを図る狙いである³⁸。

表1によると先の総選挙における自民党の候補者数は計355名である。内260名の候補者が重複立候補している。これは全体の73%³⁹を占める数であり、同党の「基本は重複立候補」という公認方針を反映している。小選挙区単独候補者、純粋比例候補者はそれぞれ、28名、67名である。小選挙区単独の立候補は総裁や党三役など党幹部、その他に特例として重複返上が認められた者に限られる。重複返上は、「比例での救済」の可能性によって陣営に緩みが生じることを恐れた候補者が自ら背水の陣を敷いたことによる。純粋比例候補者の

表2 公認調整の形態

公認調整	選挙区棲み分け	比例区転出	選挙区棲み分け、比例区転出	計
選挙協力	小選挙区間	小選挙区・比例区間	小選挙区間、 小選挙区・比例区間	
自民党	34(53.1)	17(26.6)	13(20.3)	64
新進党	19(41.3)	18(39.1)	9(19.6)	46
計	53(48.2)	35(31.8)	22(20)	110

注：旧中選挙区の数 ()内は%

内、前職の36名はいわゆるコスタリカ方式によるものと地盤を譲って比例に回った候補者からなる。なお、27名の新人純粹比例候補者の大半は下位の順位に登載されている。

では、その比例名簿の順位について見るとどうであろうか。重複立候補者は同一順位で登載されたのだろうか。まず、前職の重複立候補者と元職・新人を差別化しているのは、東北、北関東、東京ブロックのみである。東北及び東京ブロックについては自民党が比較的弱体であるためと思われる⁴⁰。南関東ブロックでは、神奈川県の前職重複立候補者4名を4位として他の重複立候補者の上位に置いている⁴¹。北海道、東京、九州の各ブロックでは重複立候補者が単独1位に登載されている⁴²。対して、近畿ブロックでは43名の重複立候補者全員が1位に登載されている。いくつかの例外があるものの、重複立候補者を同一順位とする原則はほぼ、守られたといってよいであろう。また、重複立候補者の順位より上位に登載された純粹比例候補者については、大半が小選挙区を譲った高齢の前職で構成されている⁴³。いわゆる目玉候補は、中国ブロックにおける新人女性候補者の単独1位のみである⁴⁴。また、組織候補を比例上位とした例は、東北ブロックの純粹比例3位に新人の農協系候補者を登載した程度である⁴⁵。

では、自民党の公認をどう評価すべきであろうか。まず、重複立候補させて比例区を落選者の救済に使う、競合により小選挙区での立候補が不可能な候補者を転出させるなど、小選挙区を中心にして比例区をその調整として使う傾向が目立つ⁴⁶。その結果、比例区に組織候補を擁立することは基本的に不可能となる。比例名簿の順位は、このような公認のあり方と軌を一にしている。重複立候補者の順位は上記の3ブロックを除き、前職・元職・新人間で差別しない。同一順位は小選挙区での戦いの結果で当落が決まる。不平等化に伴う集票インセンティブの減退を避けようとしている。他方、純粹比例候補者の順位については基本的に前職の優先が貫かれた。また、これら前職の純粹比例候補者を重複立候補者の上位に置いているが、

これは重複立候補者間の惜敗率競争を激化させる効果がある一方、純粹比例候補者のフリーライドを許容する内容となっている。実際、選挙に向けた活動における不熱心さが党内で問題になっている⁴⁷。そのため、後援会員の獲得や各種集会への出席などの義務を怠った場合は、順位変更などの「制裁」を科すといった内容を盛り込んだ新指針を採用した⁴⁸。東北、北関東、九州の各ブロックでは、前職の純粹比例区候補者であるにもかかわらず、「選挙活動がなされていない」として重複立候補者の下位に登載された例がある⁴⁹。

以上から、執行部権力の弱さ故に重複立候補を禁止できない一方、比例区の集票ディスインセンティブ問題に対処する陣を敷いたと解釈できようか。党内権力の所在は依然として現職議員（前職候補者）にあると考えられる。党執行部に期待される役割は、現職議員の再選を脅かさない範囲での議席獲得の最大化である。その役割は、政治家が支払い得るコスト内で集合財（＝議席最大化）を実現する「サービス提供機関」と何ら変わらないといえる。

新進党

公認の基本方針において、重複立候補を原則として認めていない点が最大の特徴であろう⁵⁰。小選挙区と比例区でそれぞれ得票を伸ばすためである⁵¹。「小選挙区の候補者の退路を断つことで、全力で選挙戦に臨める」との小沢一郎党首の判断がある⁵²。比例区の順位決定の基準は、前職、元職、新人の順である。前職中では当選回数が多い方を上位とし、当選回数が同じ場合は個人後援会の規模や過去の得票などの実績と旧党派のバランスを考慮した⁵³。

表1によると、新進党の候補者数は計360名である。全体では自民党を5名上回り、主要5党の内、最も候補者数が多くなっている。内訳は小選挙区227名、純粹比例区125名で、重複立候補者は8名のみであり、同党の公認方針が貫かれたことを表す。また、新人の候補者（185名）が前職（158名）より多い。自民党と比較すると、前職候補者は39

名少ないが、新人候補者は49名も多くなっている⁵⁴。積極的な候補者擁立による政権戦略を反映しているといえよう。

では、比例名簿の順位について見てみよう。新進党は重複立候補を原則として認めていないこともあり、同一順位は北陸信越ブロック4位の新人候補者2名のみである⁵⁵。また、集票力を期待された旧公明党系及び旧民社党系の組織候補が名簿上位をほぼ独占している⁵⁶。だが、旧公明党系候補者が目立たぬよう、1位に据えるのは避けている⁵⁷。「創価学会の党」というイメージは集票の障害となるからである⁵⁸。当選に確実を期すためであろうか、旧公明党系が1位となっているのは、新進党が弱い中国、四国ブロックのみである⁵⁹。東京ブロックでは民社党系の新人を名簿トップにしている⁶⁰。目玉候補者は自民党より多い。南関東、東海、近畿の各ブロックで新人を1位に登載している（東海は2位まで）⁶¹。これら目玉候補者のすぐ後に旧公明党系の候補者が続いており、公明党色を弱めることに貢献している⁶²。

新進党の公認は、重複立候補を認めない点で他党とはつきり一線を画している。また、意欲的に候補者を発掘し、創価学会や労組などの組織的支持を見込める候補者を純粋比例に擁立するなど、政党の合理的な公認政策に最も配慮したものとなっている。反面、政治家には厳しい公認といえる。獲得議席数の最大化を目指す小沢執行部の「強引」ともいわれたリーダーシップが窺える。

民主党

表1によると、同党の公認候補者数は161名で、その88%に相当する141名が重複立候補である。選挙直前に結成された新党ということもあり⁶³、選挙準備の遅れから比較的当選の可能性が高い比例区での救済に重点を置いた布陣となっている⁶⁴。また、新人候補者の比重が高く、前職の2倍以上になる。

比例名簿の順位はどうであろうか。重複立候補者の順位については、東京及び近畿ブロックを除いて、同一順位となっている。前職と元職・新人

との間の差別化はなされていない。純粋比例の前職候補者については、重複立候補者より上位の順位に置くことが多い。東京ブロックには「民主党の顔」である前職候補者が集中しているため、重複立候補した党的代表を単独1位に、同一順位の3位には旧新進党系、旧市民リーグ系、旧社会党系の前職3名を並べるなど他のブロックとは異なる順位付けとなっている⁶⁵。北海道ブロックでは、社会党が強かった土地柄を反映して旧社民党系前職・元職の純粋比例候補者3名を「党の顔」である代表より上位に置いている⁶⁶。また、選挙情勢の厳しさを反映してか、目玉候補は少ない。東京の純粋比例2位の女性新人候補、重複立候補して単独1位に登載された近畿の薬害訴訟原告の2名を数えるのみである⁶⁷。

民主党の公認政策は次に見る社民党に近い。重複立候補を主体として個々の候補者の生き残りを最優先に考えた公認といえる。基本的に重複立候補者を同一順位に登載したことにより、集票ディスインセンティブ問題は緩和されたと考えられる。「即席の寄せ集め政党」という同党の性格に由来する調整能力不足のためであろうか、執行部が弱体で、現職議員に再選への不安を抱かせるような公認政策を採用できないという事情が考えられる。

社民党

重複立候補を基本とし、かつ同一順位として前職・元職・新人間で差を付けない公認方針を同党は採った⁶⁸。

表1からも、社民党の公認が民主党同様、重複立候補中心であることが確認できる。純粋比例の新人候補者5名を除き、残り43名全てが重複立候補である。候補者数は48名と、表に掲げた他のどの政党よりも少ない。93年総選挙における候補者数が142名であるから⁶⁹、党勢の退潮を象徴しているといえよう。新人候補者の数は前職の2倍であるが、十分な数とはいえない。「候補者発掘、組織作り、共に結局時間切れ」であった⁷⁰。党の分裂による候補者激減の直撃を受けた格好である。

各ブロックの比例名簿順位について見てみよう。

まず、かつて「社会党王国」であった北海道で比例区の候補者自体を立てられなかつた。前職候補者を含む立候補予定者の全てが民主党に移ってしまったためである⁷¹。南関東、東京、近畿ブロックを除いて、重複立候補者を名簿の同一順位1位に並べて登載している。九州ブロックで重複立候補した前首相は他の重複立候補者と差別化せず、同一順位の1位に登載された⁷²。一方、南関東ブロックでは重複立候補した党幹事長を単独1位に置いた⁷³。また、党首のブレーンである新人候補3名の扱いが焦点となつたが、東京ブロックで重複立候補した新人が単独1位に、近畿ブロックでは純粹比例の1位、2位で2名の女性新人候補を登載した⁷⁴。この2名以外の全ての純粹比例候補(いずれも新人)は、重複立候補者より下位の順位となつてゐる。

社民党の公認は民主党のそれに近い内容である。重複立候補が主体であり、小選挙区の救済に重点を置いたといえよう⁷⁵。また、重複立候補の順位は同一であり、民主党同様、集票ディスインセンティブ問題は軽減されているといえる。

共産党

11の比例ブロックで最低1名づつの当選を目指す方針に基づき、委員長ら前職幹部を純粹比例で各ブロックの最上位に、その下に小選挙区との重複で元職らを並べた比例名簿の原型を、1994年3月というかなり早い段階で発表していた⁷⁶。同党の比例名簿は1996年9月に計2回、追加公認を行つて確定した⁷⁷。

表1より明らかなことは、できる限り各選挙区に候補者を立てるという旧中選挙区制以来の公認政策が堅持されていることである。実に268名もの新人候補者が、比例区と重複することなく小選挙区に立候補している。しかし、小党に不利な小選挙区の特性上、これらは比例区での票を上積みするための「捨て石」と見るのが妥当である。よつて、再選を目指す前職や返り咲きを狙う元職候補者の計25名は全て、当選の可能性がより高い純粹比例及び重複で立候補している。

比例名簿の順位はどのように付けられているのであろうか。まず、名簿の上位には前職及び元職の党幹部が置かれている。副委員長、衆院議員団長、衆院国対副委員長、中央委員といった知名度の高いベテランの幹部候補者4名が、かつての選出選挙区が含まれない別ブロックの1位に転出している⁷⁸。また、重複立候補者は同一順位で登載されず、順位付けがなされている。

共産党執行部は公認において強いリーダーシップを発揮したといえる。まず、候補者の大半を占める新人候補に対しては、重複立候補を認めなかつた。当選可能性がゼロに近いにもかかわらず、全小選挙区の89%で新人候補者を擁立した。票の掘り起こしを主目的に、非常に積極的な公認政策を展開したといえる。その一方、前職・元職らの党幹部は著しく優遇されている。加えて、重複立候補者は同一順位となつていない。同一順位に伴う惜敗率の勝負でなく、名簿の順位付けで事実上の当落を決定するには、それに伴う党内の緊張に耐えられるだけの組織の規律が必要である。名簿順位における党幹部優先と共に、同党の「民主的中央集権制」を窺わせる。

結び

本章では、第一章で述べた第一の側面、即ち「党内権力関係に基づいて公認が形成される」とのシャットシャナイダーの主張に沿って分析を進めてきた。その結果、新進党と共産党を除いて、同一順位の重複立候補が公認形態の主流であることから、執行部は合理的な公認政策の貫徹を求めず、各議員の生き残りを優先したことが分かった。

さて、問題は新進党のその後である。我々は新進党の「空中分解」を知っている。なぜ、新進党は執行部権力の制度化に失敗したのか。第三節では、この問い合わせに答えることを中心に検討していく。

第三節 96年総選挙における公認と党内権力関係の再編

以下では、「公認のあり方が将来の党内権力を再編成する」という第二の側面から分析を試みる。

前節で、自民党、民主党、社民党が同一順位の重複立候補を認めた一方、新進党は重複立候補を禁止したことを指摘した。この公認における相違は、党執行部の権力にどのような影響を与えるのだろうか。

まず、重複立候補を認めない場合はどうか。純粹比例では、次回公認において、党執行部にマヌーバーの余地を与える。つまり、既に大半の小選挙区に現職議員か前回公認の落選者が存在する場合、比例区候補者は次回も比例区で立候補するより他ない。党執行部による比例名簿への登載如何が、死命を決する訳である。また、純粹比例では序数的に順位付けを行う必要があるため、順位決定においても党執行部のマヌーバーの余地が大きくなる。つまり、党執行部の決定に依存する議員を生み出す。さらに、序数的な順位付けによる集票ディスインセンティブ問題に対処するため、フリーライダーに制裁を与える必要がある。要するに、重複立候補の禁止は党執行部に有利な党内権力関係の再生産をもたらすことになる。

では、同一順位の重複立候補を採用したはどうであろうか。まず、順位の決定におけるマヌーバーの余地を生み出さない。また、彼らの集票努力を監督する必要もないため、党執行部の権力強化には役立たないといえる。

では、96年総選挙における各党の公認は、どれだけ、次回における操作の可能性を生み出したのか。上記の問題意識に基づき、現職議員（前職候補者）の再選率に着目し、公認のあり方が党内権力関係の再編をもたらし得たか否か検討していく。

公認形態毎の再選率格差：その原因と結果について

表3は、主要5党の再選率を公認形態別に見したものである。重複立候補については、小選挙区と全体の再選率に分けた。また、公認形態が再選率に与える影響を統計的に確認するため、カイ2乗検定を行った。

では、5党全体の成績を見てみよう。一見して分かるように、小選挙区の再選率は低く、純粹比

例区での再選率は高い。重複立候補の再選率（全体）は小選挙区と純粹比例区の中間である。また、この再選率格差は1%の有意水準で統計的にも裏付けられる。しかし、各党毎に見ると上記の傾向が全て当てはまる訳ではない。

まず、自民党から検討していく。小選挙区単独立候補者と重複立候補者における小選挙区当選者の再選率は非常に高く、比例区とほとんど差はない。候補者の大半を含む重複立候補（全体）と純粹比例の再選率の差もわずかに1.6%である。なぜか。小選挙区における自民党前職候補者が「強かった」からである⁷⁹。こうした傾向は、1%水準の統計的検定をクリアできなかったことからも確認できる。

対して、新進党はどうだろうか。前節で述べた通り、同党の公認方針においては、重複立候補は例外である。小選挙区と比例区が「主戦場」となった訳だが、再選率の差は31%と大きい。統計的に

表3 再選率

	小選挙区	重複立候補		比例区	計
		小選挙区*	全体		
自民党	83.3 +(24)	77.4 (137)	90.5 (36)	88.9 (197)	89.3
新進党	61.8 ++a (110)	40 (5)	60 (43)	93 (158)	70.3
民主党		22.2 ++b (45)	57.8 (4)	100 (49)	61.2
社民党		28.6 ++ (14)	78.6 (14)		78.6
共産党		22.2 ++c (9)	88.9 (6)	100 (15)	93.3
計	65.7 ++ (134)	59 (210)	81.9 (89)	92.1 (433)	79

注：単位は% ()内は候補者数

* 重複立候補者の小選挙区での再選率=小選挙区での当選者数／候補者数×100

別途、「公認形態」を行、「当選者数／落選者数」を列とするクロス集計表を作成し、カイ2乗検定を行った

+は5%水準、++は1%水準で統計的に有意

aは4セル(50%)が期待度数5未満

bは2セル(33.3%)が期待度数5未満

cは4セル(66.7%)が期待度数5未満

も、1%水準で有意である（以下同）。

民主党から重複立候補して小選挙区で当選した前職候補者の再選率は22%に過ぎない。一方、重複立候補者全体の再選率は58%であり、前述した同党の公認政策に適った結果が示されている。

党勢の衰退著しい社民党では、重複立候補者の小選挙区における再選率は29%に過ぎないが、全体では79%に上っており、「セーフティ・ネット」の効果は大きい。

共産党の重複立候補者についても、民主党や社民党と同様の結果が表れている。純粋比例区候補者の再選率100%を含め、全体の再選率は93%と5党の中では最もよい成績を収めている。

以上の検討から、公認形態毎に再選状況が異なることが分かった。では、一步進めて、なぜ小選挙区と比例区で再選率格差が生じるのか、考えてみたい。果たして、人為的な操作によるものだろうか。

表4は前職と元職・新人候補者間の当選率（及び惜敗率）の格差を公認形態別に示し、併せて統計的検定を行ったものである。これによると、重複立候補を含む小選挙区での当選率格差は、ほぼ例外なく比較的に小さい。この差は、比例区で最大となっている。重複立候補の場合も、自民党を例外として、小選挙区より全体の数字の方がはある

小選挙区比例代表並立制における公認問題と党内権力関係

かに格差が大きい⁸⁰。そして、重複立候補全体の数値は、小選挙区単独と純粋比例区の中間となっている。以上の結果は、統計的にも裏付けられる⁸¹。なぜ、こうした違いが出るのか。

小選挙区での格差が小さいのは、「実力勝負」故と考えられる。いい換えると、前職に有利な結果が出るよう、人為的に操作することは難しいのである。しかし、依然として格差自体が存在するのは、地盤を持つ前職の有利を物語る。

一方、比例区ではその特性を利用し、前職に有利な結果をもたらすことができる。人為的に決定される名簿順位は当落に重大な影響を与えるが、前職は高位に登載されたからである。

重複立候補はその中間となる。重複立候補者の小選挙区における当落は実力によるが、復活当選者は「セーフティ・ネット」という安全装置の恩恵を蒙っている。小選挙区における前職候補者の強さを反映して、惜敗率には15%もの格差が生じている。この惜敗率格差を反映し、小選挙区での当選率格差が、最終的な全体の数字では拡大している（42%から52%へ）。惜敗率格差を利用できる前職候補者の方が、「セーフティ・ネット」に掛かりやすいといえる。また、純粋比例区候補者より格差が小さいのは、前職と元職・新人候補者を同一順位に登載したことによると考えられる。惜敗

表4 前職との当選率の格差

	小選挙区	重複立候補			比例区	
		小選挙区	全 体	惜敗率 * 1		
自民党	前職一元・新	8.3	44.9 ⁺⁺	46.6 ⁺⁺	7.3	69.5 ⁺⁺
新進党	前職一元・新	39.6 ⁺⁺	40	26.7		71.1 ⁺⁺
民主党	前職一元・新		14.9 ⁺	41.1 ⁺⁺	18.1 ⁺⁺	57.1
社民党	前職一元・新		28.6 ^{++a}	71.7 ^{++b}	24.4 ⁺⁺	
共産党	前職一元・新		22.2	43.4 ^c		87.5 ^{++d}
計	前職一元・新	58.3 ⁺⁺	41.8 ⁺⁺	51.5 ⁺⁺	14.7 ⁺⁺	69.2 ⁺⁺
	前職一元・新 * 2	42.1 ⁺⁺				

注：単位は% *1は平均値の差 *2は共産党を除外して計算した数値

当選率格差は別途、「前職／元・新」を行、「当選者数／落選者数」を列とするクロス集計表を作成し、カイ2乗検定を行った

惜敗率格差は、「前職」「元・新」各グループの平均値の差をt検定によって推測した

⁺は5%水準、⁺⁺は1%水準で統計的に有意

a, b, c, dはフィッシャーの直接法による

率という「実力」での競争となるからである。

以上で明らかにした制度的特性によって、公認形態間の再選率格差（表3）が発生する訳だが、党内権力関係の観点からはその持つ意味が大きく異なる。純粋比例の場合、現職議員の再選は名簿順位に依存する。名簿作成は執行部権力強化の契機となり、党内権力関係の再編成に繋がる可能性がある。一方、同一順位での重複立候補は、執行部のリーダーシップを必要とせず、また、強化もしない。しかし、小選挙区での前職有利を惜敗率によって「再利用」するため、再選率を押し上げ、議員による集票組織の維持を容易にする。小選挙区を根城に、彼らは自律性を保持し続けることになろう。

純粋比例候補を擁立した新進党執行部は、次回公認に向けて裁量の余地を拡大したと予想されるが、この期待は裏切られる。党の凝集性が増すど

ころか、分裂して解党に至った。以下では、同一順位での重複立候補を採用した民主党と比較して、さらに公認の帰結を検討する。

表5は、新進党と民主党における旧党派の再選率を公認形態別に見たものである。公認は新党を構成する旧党派にどのような影響を与えたのか。まず、新進党について見てみよう。旧自民党系の候補者の大半（86%）は小選挙区で立ったが、その成績は67%と芳しくない。対して、旧公明党系の過半数（55%）は純粋比例で立候補し、再選率は96%と高率である。小選挙区で立候補した同党系候補者の再選率が50%であるから、75%という全体の再選率は比例区候補者によって嵩上げされたといえる。旧日本新党系も大半（83%）が小選挙区で出馬し、55%と再選率は振るわない。健闘したのが旧民社党系の候補者で、小選挙区では73%，比例区では全員当選している。小選挙区と

表5 新党を構成する旧党派の再選率

		小選挙区	重複立候補	比例区	計
新進党	旧自民党	66.7 (54)	100 (3)	100 (6)	71.4 (63)
	旧公明党	50 (22)	0 (1)	96.4 (28)	74.5 (51)
旧日本新党		55 (20)	0 (1)	66.7 (3)	54.2 (24)
	旧民社党	72.7 (11)		100 (4)	80 (15)
その他		66.7 (3)		50 (2)	60 (5)
	計	61.8 (110)	60 (5)	93 (43)	70.3 (158)
民主党	旧社会党		51.9 (27)	00 (2)	55.2 (29)
	旧さきがけ		69.2 (13)	100 (2)	73.3 (15)
	旧市民リーグ		50 (4)		50 (4)
	旧新進党		100 (1)	100 (1)	
	計		57.8 (45)	100 (4)	61.2 (49)

注：単位は% ()内は候補者数

比例区で再選率が異なることを表3で発見したが、こうした違いが旧党派別に異なる影響を与えたことが確認できる。再選率93%に上る「セーフ・シート」の65%を旧公明系が占めたことは、党の凝集性に悪影響を及ぼした可能性がある。特に、小選挙区単独での立候補を迫られ、苦しい選挙を経験した者が多い旧自民党系と旧日本新党系議員が、小沢執行部に対する不満を高めたと考えられる⁸²。鈴木棟一によると、「創価学会の集票力に期待し、背水の陣（重複立候補の禁止：筆者注）を敷きながら小沢は敗れたのだった。これはその後に、小沢が党内から人望を失い、学会に対しても距離を置こうとする二つの流れのもととなった」⁸³。要するに、「寄せ集め政党」としての性格が比例区を梃子にした執行部権力の強化を阻み、95年末の党首選で顕在化した亀裂を修復するどころか、割拠性を温存したといえる。

ただし、新進党の公認は党内亀裂を深めただけではないことも指摘しておきたい。前節において、同党が新人候補の擁立に意欲的に取り組んだことを指摘した。その結果、旧党派を横断する1年生議員の集団が誕生し（35名）、小沢の党内支持基盤を構成した。小沢が幹事長、党首として、擁立の段階から強い影響を与えてきた、いわゆる「小沢チルドレン」である⁸⁴。しかし、結果的に見ると、統合力として十分ではなかった訳である。

次に、民主党についてはどうだろうか。同党の公認政策は重複立候補を基本とする。前職の純粹比例区候補者は計4名に留まる。そのため、旧党派間の相違が生じにくい。旧さきがけ系候補者の69%という再選率が目立つが、旧社会党系との差は17%に留まる。重複立候補のクッション効果により、新進党と比較して旧党派別の格差は小さいといえる。

結び

本節では、公認のあり方が将来の党内権力関係を再編成する側面に注目して議論した。政党執行部のリーダーシップは、公認政策の利用による権力基盤の再構築如何に影響される。純粹比例区は

小選挙区比例代表並立制における公認問題と党内権力関係そのための格好の道具である。実際、比例区では人為的な現職優遇が可能であるため、小選挙区より再選率が高く、マヌーバーの余地が生じることを発見した。また、重複立候補は、この小選挙区と比例区の再選率格差を吸収する役目を果たした。重複立候補を認めず小選挙区と比例区の二本立ての公認を行った新進党では、再選率格差が旧党派別に異なる影響を与えた点で政党の凝集性にマイナスとなった。比例名簿の操作による執行部権力の強化に失敗し、あまつきえ解党に至った可能性がある。他方、同一順位の重複立候補を採用した各党には、もとより権力基盤の再編を行う余地がなかったといえる。

第三章 ミクロ分析：旧東京四区における保守系代議士の公認を中心として

第一節 旧東京四区について

なぜ、旧東京四区（渋谷区、中野区、杉並区）⁸⁵の保守系代議士、粕谷 茂、高橋一郎、石原伸晃の公認を分析対象とするのか⁸⁶。それは、旧四区において自民党と新進党の公認政策が「リンク」したからである。両党の相違を描き出すには、格好の素材といえる⁸⁷。この旧四区における「リンク」は、新進党公認であった高橋代議士が自民党に復党したことによってもたらされた。この「高橋復党」については第二節で詳しく検討するが、本節ではこうした事態に至った背景を検討しておきたい。

高橋は93年総選挙直前に自民党を離党し、新生党結成に参加した。このことは決して偶然ではない。90年総選挙の際、保守系政治家にとって不利とされる都市型選挙区の旧四区で、粕谷・高橋・石原が揃って当選を果たす「奇跡的」な事態が実現した⁸⁸。五五年体制の成立以来、自民党による3議席獲得はかつてなく、東京でも旧四区のみの現象であった。さらに、93年総選挙では、自民党現職3名に加え、かつての系列都議山田 宏が日本新党から出馬を表明するなど、前回以上の激戦が予想された。そこで、高橋は新生党への参加に活路を見出す。再選のために「改革派」のラベルを

利用せざるを得なかったのである。結局、山田も当選を果たしたから、定数5名中で「元自民」の保守系が4名を占めるという希に見る事態となつた。本稿の分析に意義を与える「高橋復党」の背景には、こうした厳しい選挙情勢があることに注意したい。以下では、旧四区の政治及び社会経済情勢を検討する。

まず、政治的な特性であるが、自民党得票率(図2)及び投票率(図3)について、其々の推移を見てみよう。58年総選挙から96年総選挙までの自民党の平均得票率は32%であり、全国(平均47%)との乖離は大きい。通常、10%以上の差が見られる。東京都全体(平均35%)と比較しても旧四区の自民党得票率は大抵低い。

他方、同期間の平均投票率は59%で、全国(平均71%)より10%以上も低い。近年、その差は縮まりつつあるとはいえ、依然として投票率の低い範疇に入る。東京都(平均62%)より旧四区がさらに低いのは、自民党の得票率と同様である。この原因としては、まず、政治への関心の低さを指摘せねばならない。蒲島郁夫によると、投票・棄権を説明する最も重要な変数は政治的関心、次い

で投票義務感である⁸⁹。また、有権者を動員する側からすると、そのネットワークに掛からない人々が多いということになろう。実際、東京都区部の後援会加入率は最低レベルである⁹⁰。

では、実際に旧四区からはどういう議員が選出されてきたのであろうか。近年の特徴については、保守系政治家が共存する一方、「風」も吹く選挙区とまとめることができる。90年総選挙では、全国的な社会党ブームに乗って新人の社会党候補者が2名、当選を果たした。93年総選挙では、日本新党ブームにより新人候補がトップで当選した。特に杉並区は無党派層が多く、ブームが起きやすいといわれている⁹¹。89年都議選では土井社会党ブームに乗り、同党女性候補が2位の倍以上の得票で圧勝、93年都議選では42選挙区中で唯一、日本新党候補が2名当選した。95年の都知事選でも、青島幸男が2位の1.6倍の票を集めた。96年総選挙の比例区では、民主党が自民党に1,200票差に迫る60,000万票を集め、新進党をしのいで2位に入った。

表6は各種の社会経済指標を示したものである。ここで目を引くのは、持ち家率の低さ、人口流動

図2 自民党得票率

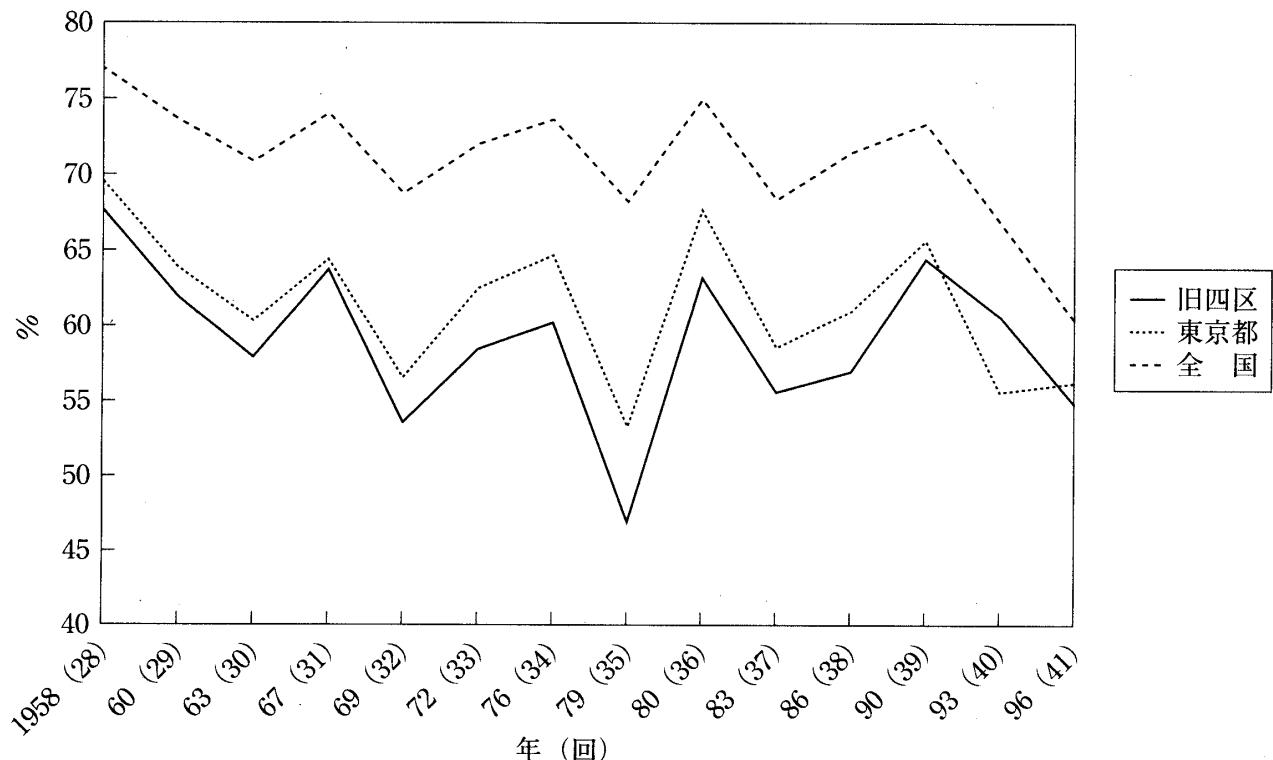
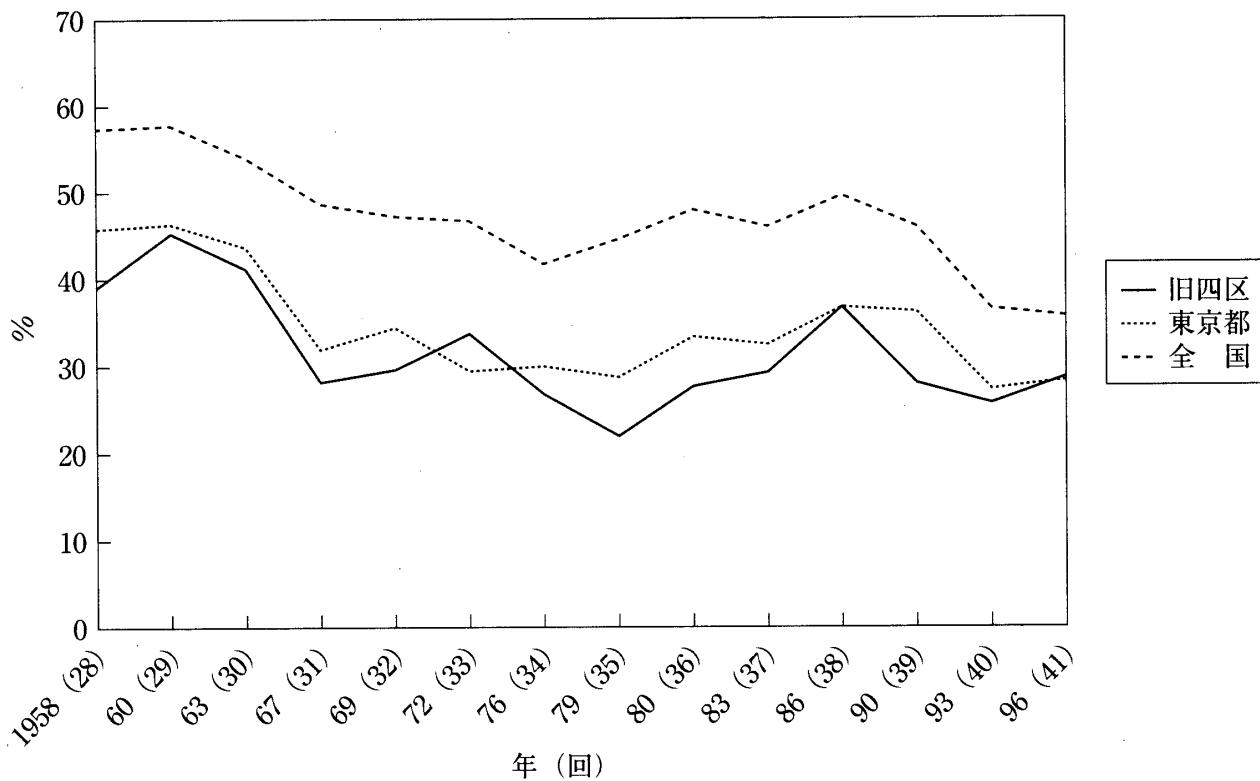


図3 投票率



性の高さであり、政治的組織化の困難を物語っている。また、産業構成についても、典型的な都市型である。自民党に有利とはとてもいえない。

以上、旧四区の政治情勢や社会経済指標に注目して検討した。要するに、高橋ら保守系代議士は、

非常に厳しい環境の下で生き残りを迫られた訳である。その後、高橋は96年総選挙の公示直前に自民党に復党している。第二節では、復党に至る高橋の行動を公認問題の観点から読み解く。

表6 旧東京四区の社会経済情勢

	旧東京四区	東京都	全国
人口増減、人口密度			
平成2年～7年の人口増減	-4.3	-0.7	1.6
人口密度（1km ² 当たり）	15,618.9	5,384.8	336.8
住宅の所有の関係			
持ち家率 = (持ち家／主世帯) × 100	37.1	42.5	60.7
人口の流動性			
移動人口比率 = (移動人口 * / 人口) × 100	9.8	8.3	—
産業構成 = (各産業 / 総数) × 100			
第1次産業	0.2	0.5	6
第2次産業	17.9	25.6	31.6
第3次産業	79.6	72.1	61.8

注：人口密度を除き、単位は%

*は転入、転出、死亡の計

出所：移動人口は平成七年東京都統計年鑑 その他は平成七年国勢調査報告

旧東京四区の保守系代議士について

以下、粕谷・高橋・石原の経歴について簡単に紹介した後、その地盤を検討する。

粕谷 茂は大正15（1926）年、渋谷で生まれた⁹²。日本大学を卒業、自民党機関紙の記者、代議士秘書を経て、渋谷区選出都議を4期務めた。72年総選挙から連続当選9回の実績を持つ。特に、76年から90年まで6回の総選挙でトップ当選を果たすなど、選挙に強いところを見せていている。しかし、93年総選挙では日本新党ブームに乗った新人や返り咲きを狙う共産党の元職に抑えられ、3位に甘んじた。96年総選挙では地盤の渋谷区を含む新七区から出馬し、民主党新人に8,000票差余りに詰め寄られたが、辛くも9選を果たしている。主要な役職としては、自民党東京都連会長、北海道沖縄開発庁長官、自民党政治改革本部長、衆議院予算委員長を歴任し、河野洋平総裁の下では、その側近として、自民党幹事長代理、新設された自民党组织広報本部長といった重職にも就いている。91年都知事選挙では、党本部が推す新人の磯村尚徳に抵抗し、都連会長として現職の鈴木俊一を担いで再選に導いた。また、かつて（旧）宮沢派に属し、事務総長を務めるなど同派の重鎮であったが、「犬猿の仲」⁹³の加藤紘一による派閥継承に反発し、河野らと派を出た。党内「ベテラン」議員の代表格といえよう。

高橋一郎は粕谷と同じく大正15（1926）年、中野の旧家高橋家で出生した⁹⁴。高橋家は1400年代より中野で連綿と続く地元の名門であり、政治家歴は一郎が四代目に当たる。曾祖父は中野村長、村會議長、初代町長を歴任、祖父は豊玉郡選出府会議員（現都議会議員）、父は第三代中野区議会議長を務めた。さて、その子一郎は、東京工業専門学校（現千葉大学工学部）を中退、中野区議会議員を2期、中野区選出都議会議員を5期、83年総選挙に初出馬して次点となっている。86年総選挙で2位に入る健闘を見せ、初当選を果たした。90年総選挙では、新人の石原伸晃に次ぎ3位で再選されている。前述の通り、続く93年総選挙も激戦であったが、4位の得票で3選を果たした。96年

総選挙は新進党から出馬するものと思われたが、公示直前に自民党に復党、同党比例東京ブロックの3位に登載されて当選、現在4期目である。役職については、都議時代に都議会議長、全国都道府県議会議長会会長を務め、衆院当選後、経済企画政務次官、通信委員会委員長などを歴任している。新生党、新進党の東京都連会長も務めた。また、当初の所属は田中派（竹下派）であったが、復党を経て、現在は加藤派である⁹⁵。

石原伸晃は昭和32（1957）年生まれであり、粕谷や高橋と比べ31歳も若く、別の世代に属するといってよい。石原家は芸能一家である。父慎太郎は著名な作家であり、旧二区選出の衆議院議員でもあった。叔父裕次郎は周知の国民的な俳優であった。伸晃は慶應大学を卒業後、日本テレビの記者として勤務⁹⁶、90年総選挙に無所属で出馬、第2位の得票で初当選した。父や叔父の知名度に助けられた勝利といえる。93年総選挙では、次点の魚住裕一郎が3,000票差に迫るが、最下位で辛くも再選を果たす。続く96年総選挙では地盤の杉並区、即ち新八区から出馬、新進党の前職山田 宏を7,000票差で振り切り、現在3期目である。キャリアが浅いこともあって経験したポストは多くないが、第2次橋本内閣の通商産業政務次官や党財政部会長を歴任、金融制度改革では民主党など野党との交渉担当者として注目を集めた。自民党金融再生トータルプラン推進特別調査会事務局長の任にある。「政策新人類」の代表格といえる。また、旧三塚派を脱会後、無派閥であったが、99年9月の自民党総裁選を前に加藤派に入会した。

「庶民的な党人派」の粕谷、「四代続く保守の血が誇り」の高橋、父親と叔父を合わせ「十四光り」と揶揄されながらも活躍が目立つ石原、と其々の個性が見られる⁹⁷。地盤についても、粕谷は渋谷区、高橋は中野区、石原は杉並区、と棲み分けているようである。

以下では、次節以降の分析のために、旧中選挙区制における彼らの地盤を詳しく検討する⁹⁸。また、系列地方議員を分析の対象に加えることで、地盤の特性も明らかにしたい⁹⁹。代議士本人と系

列地方議員双方の集票の網（後援会）に掛かっている有権者は、より「固い」支持者を構成すると考えられる。

まず、粕谷の地盤から検討していこう。粕谷は渋谷区、中野区、杉並区選出の系列都議3名を擁している。渋谷区は矢部一、中野区は川井重勇¹⁰⁰、杉並区は野田和男である。さらに、渋谷区議13名、中野区議9名、杉並区議7名の陣容を誇る。渋谷区議会の自民党議員は全て粕谷系列である。中野区議会や杉並区議会でも、その勢力は圧倒的である。では、地盤の所在についてはどうであろうか。表7は代議士と系列地方議員の相対得票率を示したものである。粕谷本人の93年総選挙における得票は、渋谷区で20%と杉並区（11%）の倍近い得票を記録している。渋谷区における粕谷の得票数はトップである。同じ傾向が系列地方議員の相対得票率（合計）においても観察される。渋谷選出の系列都議の得票率（23%）は杉並の系列都議（12%）の倍になる。系列渋谷区議の得票率合計は31%にもなる。また、代議士と系列区議の得票差は900票¹⁰¹に留まっている。一方、杉並区ではその差が13,000票¹⁰²にも上っている。つまり、この13,000票は区議レベルで動員されない有権者の数であり、その差900票の渋谷区の手堅さが際立っている。前述の通り、粕谷は渋谷選出都議を4期務め、衆議院に進出した。それ故、地盤の中心が渋谷区であることに不思議はない。また、渋谷区は代議士が直接に把握する度合いも高

小選挙区比例代表並立制における公認問題と党内権力関係

い¹⁰³。渋谷区の集票組織は粕谷自身が築いたものであるが、中野区や杉並区の集票組織は国政に進出するために既存の地方議員を系列化する過程で形成されたからである。

次に、高橋の地盤について検討する。高橋の系列地方議員は、中野区選出都議の松本文明、渋谷区議4名、中野区議3名、杉並区議7名である。興味深いことは、彼らの所属党派である。前述の通り、93年総選挙前に高橋は自民党を離党し、新生党結成に参加した。渋谷区、杉並区の高橋系列区議は高橋と共に自民党を離党し、無所属となつた。しかし、地元中野区の自民党だけが分裂しなかつた。なぜか。それは、中野区選出の系列都議、松本の存在による。高橋の秘書であった松本は89年都議選に出馬、初当選を果たした。しかし、再選を目指す93年都議選の最中に、高橋が自民党を離党してしまう。松本は自民党公認候補として選挙運動を進めており、高橋に従って離党することは困難であった。結局、松本は日本新党から出馬した樋口俊一のあおりを受け、落選した。日本新党が新進党に合流したこと、樋口は新進党の都議となり、松本の新進党入りは不可能となった。こうした「ねじれ」事情により、中野区の自民党は分裂を免れたといえる。しかし、自民党に留まる限り、彼らは高橋の選挙運動をおおっぴらに支援できないことに注意すべきである。さて、93年総選挙において、高橋は中野区で最も高い得票率を記録している。また、83年総選挙以来、中野区

表7 代議士及び系列地方議員の集票構造

	投票率	粕谷 茂	都議	区議	高橋一郎	都議	区議	石原伸晃	都議	区議
渋谷区	60.2/49.4/41.4	18,392 (19.5)	17,614 (23)	19,299 (30.9)	11,198 (11.8)	—	3,628 (5.8)	9,446 (10)	—	—
中野区	60.3/49.8/39.6	20,507 (13.6)	17,405 (14.2)	18,147 (19.1)	23,188 (15.4)	17,562 (14.3)	6,418 (6.8)	16,381 (10.9)	—	—
杉並区	61.2/48 /37.8	29,051 (11.4)	22,977 (11.6)	16,524 (10.7)	30,825 (12.1)	—	18,341 (11.9)	35,434 (13.9)	22,939 (11.6)	—
計	60.7/48.8/39	67,950 (13.6)	57,996 (14.6)	53,970 (17.3)	65,211 (13)	17,562 —	28,387 (9.1)	61,261 (12.3)	22,939 —	—

注：投票率は93年総選挙／93年都議選／95年区議選の順（）内は相対得票率 投票率と相対得票率の単位は%
粕谷、高橋、石原の得票数は93年総選挙時 都議の得票数は93年都議選時 区議の得票数は95年区議選時

ではトップの得票数を記録し続けている。高橋の出自や系列都議の存在も考慮に入れると、地盤の中心は中野区にあると見て間違いない。中野区では系列都議との得票差は6,000票に留まり、代議士と系列地方議員双方の集票組織に動員される「固い」支持者が多いことが窺える。しかし、前述の「ねじれ」により、この集票力は制約されることに注意されたい。一方、渋谷区や杉並区では、系列地方議員の数も少なく、代議士自身の集票活動に依存する「柔らかい」地盤と推察できる。杉並区では、得票差が13,000票に上る。

石原についてはどうであろうか。石原の系列地方議員は杉並選出都議の仁木清二郎1名であった¹⁰⁴。仁木は90年総選挙に際し、自民党からの除名を要求されながらも、石原を担ぎ出して当選させた人物である¹⁰⁵。この組織的な弱体を反映し、石原の選挙スタイルは「タレント選挙」となっている¹⁰⁶。俳優の叔父裕次郎と関わりのあったタレント達や父慎太郎、石原自身の個人的人気などに依存するところが大きいと思われる。浮動票が多い杉並区にあった選挙スタイルといえるかもしれない。得票率についても、その杉並区が最高である。杉並区における仁木との得票差は13,000票である。この差は石原自身の個人票がもたらしたものと考えられる。それ程「固い」ともいえないが、系列地方議員を持たない渋谷区や中野区より集票組織を活用した動員が期待できる。

第二節 旧東京四区における公認に見る党内権力関係

本節は、旧四区における自民党と新進党の公認過程を追う¹⁰⁷。「党内権力関係を反映して公認が形成される」という第一の側面に基づき、分析を進める。

ところで、以下では、政党の垣根を越えた「切り崩し工作」が重要な話の筋として登場していく¹⁰⁸。この問題を適切に処理するため、前章で検討した「政党の合理的な公認政策」を拡張する。他党を離党した有力候補者を公認することは、政党全体の合理性に適った選択である。即ち、手っ

取り早く小選挙区当選者を増やすのみならず、自党候補者が存在するために小選挙区での公認は不可能な場合でも、比例区に転出させ、選挙協力を期待できる。「名簿の上位登載」などで優遇しておけば、「離党予備軍」の切り崩しにも役立つ。

以下、自民党の公認政策における上記の手法も検討する。

東京自民党の小選挙区における公認

新進党の公認について述べる前に、自民党による小選挙区の公認について考察しておこう。旧四区を対象とするだけでは、自民党の公認政策を理解することが難しいため、東京全域に注意しながら検討する。

早くも、区割り法案が成立する以前の1994年2月初めには、都連所属の国会議員が小選挙区における公認の方針を申し合わせている¹⁰⁹。

曰く、

1. 全選挙区で候補者を擁立する。
2. 都外からの「輸入候補」は認めない。
3. 新顔はできるだけ若い人か女性を登用する。

以上の三つが主な内容である。この方針を受けて、同年6月1日、自民党で最も早く、都連は候補者の公募に踏み切った¹¹⁰。12月16日、都連の選挙対策委員会は13名の第一次公認内定者を決定、党本部に申請し¹¹¹、24日、党本部における選挙対策本部で正式に決定された¹¹²。小選挙区の公認は比較的にスムーズにいったといえるだろう。

しかし、党執行部との関係はその限りではなかった。党執行部は現職議員の入党工作を進めていたが、彼らの公認をめぐって都連とのあつれきが増大した。第一次公認によると、新三区からは石原慎太郎代議士が出馬する予定であったが、突然の石原による引退表明のため(1995年4月)，候補者選びは振り出しに戻った。そこで、党執行部は自由連合所属の栗本慎一郎代議士を新三区の候補者として推薦する決定を下した¹¹³。この決定に対して地元(自民党品川支部)が反発し、内藤 尚都議の擁立を決めた。しかし、党執行部が地元の公認申請を認めなかつたため、内藤は出馬断念に

追い込まれた¹¹⁴。また、柿沢弘治代議士の復党に伴う選挙区調整も党執行部の指示によるものである(新十五区)。党執行部が要請した新井将敬代議士の復党に向けた選挙区調整は実現しなかったが、都連が反発したためである(新四区)¹¹⁵。

これら小選挙区の公認をどう解釈すべきであろうか。東京に限らず、都市部の自民党は選挙区数に比して候補者が足りない。そこで、公募など「候補者数の最大化」によって集票効果の増大を狙った訳である。他方、こうした「空席」の存在は、切り崩し工作によって議席を上積みしたい党執行部にとっても魅力的である。前述の栗本、柿沢のケースはその例である。

新三区の栗本の公認について、もう少し詳しく考察してみよう。このケースでは、党執行部の意向が地元レベルの支持を覆した。なぜ、内藤都議は無所属で出馬しなかったのか。まず、自民党の得票率が相対的に低い東京で分裂選挙となると、小選挙区制で必要な相対多数の得票は困難であり、公認候補共々落選する可能性が高い。また、内藤自身が語るように「新制度は公認候補でないと、選挙活動は著しく制限される」こともある¹¹⁶。前述した東京の社会経済的特性や、政党中心の選挙運動規則も、執行部による公認政策の貫徹を助けたといえる。

では、旧四区についてはどうだろうか。渋谷区及び中野区から構成される新七区の自民党公認候補は粕谷 茂である。範囲が杉並区と一致する新八区の公認候補は石原伸晃である。この両者の公認は、前述の一次公認の段階で決定していた。前節で見た通り、粕谷は渋谷、石原は杉並を地盤としていた。代議士間で選挙区を棲み分け、公認調整はすんなりと成功した。「地盤を持つ前職候補者を優先する」という公認政策に従ったといえる。

新進党による高橋公認

高橋の公認をめぐっては、不可解な点が存在する。1995年3月17日に発表された新進党の第一次公認では、比例区の候補者として公認されている。同年10月31日の第四次公認では、一転して、新七

区の候補者となっている。

なぜ、第一次公認で小選挙区から立候補を避け、比例区で公認されたのか。理由は意外にも簡単である。前述の通り、高橋の地盤は中野区であり、小選挙区からの出馬であれば新七区となるが、自民党の対抗馬として公認された粕谷には勝てないからである。重複立候補によって復活当選に望みを繋ぐことができない以上、小選挙区からの出馬を断念するしかない。過去の選挙成績から見ても、固い地盤を誇る粕谷との一騎打ちは避けたかったと思われる。前節でも紹介したが、粕谷は過去6回、旧四区でトップ当選を果たしている。系列都議及び区議の勢力比からしても、両者の力の差は歴然である。保守支持層をそっくり粕谷に奪われる可能性すら予期せねばならなかった。中選挙区時代とは異なり、当選者が1名である新制度では「勝ち馬」効果が働く。さらに悪いことに、高橋の系列都議である松本(当時落選中)は、前述の事情により、自民党に留まらざるを得なかった。高橋が新進党から新七区で出馬しても、応援する訳にはいかないのである。つまり、高橋陣営としては手足をもがれた状態であった。中野で四代続く政治家の家系とはいえ、高橋の勝ち目が薄いことは客観的な選挙情勢からも明らかである¹¹⁷。よって、高橋が小選挙区からの出馬を回避して比例区での公認を望んだのは理解できる。

では、新進党執行部としてはどう対処したのか。新進党の第一次公認では新七区の候補者は未定である。他に考えられる候補者はいなかったのであろうか。93年総選挙に公明党から旧四区に出馬して次点となった魚住裕一郎は、新進党に合流する以前から、公明党が95年参院選に擁立すると決定していた¹¹⁸。また、そうでなかつたとしても、旧公明系候補者は小選挙区での当選が難しいと考えられたため、比例区からの出馬となつたであろう。いずれにせよ、第四次の発表で高橋自身が公認されるまで、新進党の新七区の候補者は決まらなかつた。

しかし、この間、新進党執行部は手を拱いていた訳ではない。公認調整を一手に引き受けていた

小沢幹事長（当時）の基本的な考え方は、小選挙区重視であった。そのため、小沢自身は高橋の「小選挙区辞退」を快く思っていなかった¹¹⁹。そこで、高橋側には無断で新たな候補者の擁立に向けて動き出した。小沢が担ぎ出しを狙ったのは、民放TV局でキャスター経験のあるSである¹²⁰。当時（現在でも）、Sは評論家として積極的に活動を続けており、知名度は全国的といってよい。新七区を構成する渋谷区の在住ということもあり、小沢の目に留まったようである。ただ、このSの擁立話は偶然の産物ではないことに注意すべきである。95年の年明け、小沢は新進党選挙対策局に指示して、現職同士が競合している選挙区や自民党現職との対決が確実な選挙区を中心に、独自の世論調査を実施している¹²¹。「勝てる候補」（必要とあらば新人）を公認するためである。調査結果によると、高齢で多選の現職よりも「若さ」に有権者は好感を持つという傾向が判明した。Sの擁立もこうした調査と軌を一にしていたと考えられる。しかし、こうした党執行部の介入に対し、高橋側は猛反発する。Sが新七区で当選を果たすには高橋側の応援が不可欠であり、結局、Sは立候補を断念する。その結果、新七区の候補者は未定のままとなったが、高橋と小沢との関係は決定的に悪化した。

では、一転して、新七区からの立候補となった第四次公認についてはどうだろうか。高橋側としては、比例区で公認されても再選は厳しいと考えたのであろう。新進党の比例東京ブロックの名簿構成について見てみよう。まず、旧民社党系新人の城島正光を筆頭に、旧公明党系の前職が4名続き¹²²、唯一の重複立候補者である新顔タレント候補、野村沙知代が6位、旧自民党系元職の大塚雄司が7位、8位以下は新人候補が8名続いている。結局、当選者は5位まで、即ち旧民社党系及び旧公明党系候補者のみである。もし、比例区の候補者として新進党に留まり続けたなら、高橋は何位に登載されたであろうか。

確かに、高橋は新進党都連会長の任にあった。自民党都連会長であった深谷隆司が名簿の単独1

位に登載されたことを考えれば、高橋の順位が当選圏内であってもおかしくない。しかし、逆にいえば、他に有利な材料は見当たらない。

他方、不利な材料には事欠かない。まず、新進党の比例区における公認は旧公明党系や旧民社党系が中心であった。比例名簿の決定権を有する党執行部は¹²³、小選挙区での出馬を拒否した高橋に冷淡であった。前述のS擁立騒ぎで、両者の関係は悪化していた。また、高橋は羽田 孜との関係が深かった。当時、党首選をめぐって、小沢と羽田の対立が決定的となりつつあった。その後、党内野党となった羽田派の結成には、高橋も名を連ねている¹²⁴。さらに、名簿上位に登載するよう、積極的に働きかけてくれる強力な援軍を都連内部に持たなかつた。旧新生党系の現職は高橋の他に2名のみであり、内1名は小沢の側近であった¹²⁵。都連内部で最も力を持つ旧公明党勢力は、95年参議院選挙で高橋が都連会長として尽力したことを見た¹²⁶。しかし、4名もの比例区候補者を抱えており、積極的な後押しができる状況にはなかつた。加えて、十七区、二〇区、二四区に前職候補者を擁していたが、唯一、再選を果たした二〇区の前職でも次点との差は900票余りに過ぎなかつた。当然、これら小選挙区での苦戦が予想され、比例順位については譲れない状況であったと考えられる。第四次公認において、高橋が比例区を辞退することで安堵感が流れたことは事実である¹²⁷。要するに、高橋が比例名簿の当選圏内に登載される保証はなかつた¹²⁸。

新進党の比例区が旧自民党系候補者に対して厳しいものであったことを物語るよい例がある。高橋と同じく、旧自民党系の純粋比例区候補者であった大塚雄司について紹介しよう。大塚は当選6回を数える建設大臣も務めたベテランだが、前回は旧東京一区で落選、新進党から比例区で出馬することになった。しかし、重複立候補した野村沙知代より下の7位に登載されて落選という結果に終わっている¹²⁹。大塚は高橋同様、旧中選挙区単位の集票組織に依存しており、都内全域での集票力には欠けるとされた¹³⁰。もちろん、高橋は現

職であったから大塚より有利かもしれないが、政治家としてのキャリアは大塚の方が上である。集票効果を期待できる組織候補やタレント候補を重視する新進党の公認政策が貫徹されたと見てよい。

以上、高橋が比例区での出馬を取りやめた理由を考察した。しかし、これだけでは、比例区から小選挙区に回るに至った積極的な理由を説明できない。なぜなら、前述の通り、新七区の対抗馬である自民党の粕谷と戦っても勝算は薄いからである。事実、新七区における高橋側の選挙準備は十分とはいい難かった。まず、小選挙区で粕谷と勝負するためには創価学会の協力が絶対に必要だが、高橋側が学会に支援を要請したことは一切、なかった¹³¹。さらに、高橋の秘書達は選挙に向けてまったく動いていなかった¹³²。にもかかわらず、高橋が新七区の候補者として公認を受けた理由については、依然として謎に包まれている。既に、自民党執行部と復党の話が進んでいた可能性もある。事実、第四次公認が発表された1995年10月、高橋は都連の会長職を辞している。

いずれにせよ、ここで重要なのは、政権獲得を目標に新進党執行部が推進した最適な公認政策が、再選を目指す一人の政治家にとって大きな桎梏となったということである。

高橋の新進党離党

高橋一郎、杉山憲夫、井奥貞雄ら3代議士の新進党離党は、総選挙の公示直前、1996年9月11日のことであった。同日、新進党執行部は緊急の選挙対策会議を開き、3代議士の公認を取り消した¹³³。翌12日に、高橋・杉山・井奥の3名は自民党的加藤幹事長らと会談し、席上、加藤は自民党への復党を要請した¹³⁴。当然、新進党執行部は困惑し、明白な「利敵行為」と受け止めた¹³⁵。17日、新進党執行部は3名を除名処分とすることを決定した。鳩山邦夫や船田元らも9月に入ってからの離党であったが、高橋らは自民党復党を明確にしており、そのために厳しい処分となつたと考えられる。高橋らの復党は総選挙前の挙党態勢に入った新進党に冷水を浴びせる効果を持つ

小選挙区比例代表並立制における公認問題と党内権力関係

た¹³⁶。また、彼らは小選挙区での公認となっており、総選挙直前の離党によって後継公認候補の選挙準備に大幅な遅れが生じてしまう。高橋に代わって都議の樋口俊一が新七区の候補者として公認されたが、それは公示まで1ヶ月を切った17日のことであった¹³⁷。

こうした高橋らと自民党執行部の動きには伏線があった。自民党執行部は、1996年春頃から、総選挙後の「橋本統投」を確実にするため、羽田や船田など新進党小沢執行部に批判的な自民党出身議員との接触を本格化してきた。羽田が新党を結成すれば、総選挙で連携し、競合する小選挙区では離党組が比例区に回る共通名簿を検討した時期もあった。しかし、「羽田新党」の不発によって、船田や杉山など反小沢色の強い議員の受け皿がなくなり、彼らは個別に自民党執行部と連絡を取ってきた¹³⁸。井奥については、切り崩し工作の責任者である自民党の白川勝彦総務局長が、6月末の講演で、離党の可能性のある人物として名を挙げている¹³⁹。

しかし、高橋を始め、杉山、井奥の選挙区には既に自民党の公認候補がいるため、自民党執行部は比例区での優遇を条件として提示した。高橋の場合は、「3位以内」という条件だった¹⁴⁰。高橋側としては再選確実とのことで復党に踏み切った訳である。

こうして、1996年10月1日、高橋ら3名の自民党への復党が了承され、同時に比例ブロックでの公認が決まった¹⁴¹。しかし、彼らの復党をめぐっては、反発の声が上がった。なぜなら、彼らは比例名簿の上位に登載される予定であり、「セーフ・シート」の減少を望む者はいないからである。離党の翌日9月12日には、地元の都県連が「復党は認められない」と加藤に申し入れている¹⁴²。また、都連幹事長の小杉隆が「一方的にバサッと（名簿上位登載を）やられるのは困る。相談してほしい」と加藤に対して詰め寄る一幕もあった¹⁴³。

高橋の地元、新七区の自民党公認候補である粕谷にとって、高橋の復党は「寝耳に水」であった。

当時、都連における選挙対策の責任者の一人であったため、「微妙な立場」となった。なぜなら、周囲の目もあり、諸手を挙げて歓迎する訳にはいかず、さりとて反対するのも妙な話だからである¹⁴⁴。粕谷側からすると、強力な対抗馬が立候補を取り下げ、その選挙協力すら期待できる訳である。いずれにせよ、新七区の自民党には異存はなかった。新八区の石原側も同様であろう。高橋との選挙協力によって、対抗馬である現職の山田宏から石原に高橋票がスイッチすることを期待できる。三者間での選挙協力については、次節で詳しく検討するが、高橋の復党が粕谷と石原の再選を大きく助けたと考えられる¹⁴⁵。

以上、高橋の新進党離党及び自民党復党について検討してきた。そして、この復党劇の実現が、高橋側と自民党の利害の一致によることを示した。前述の通り、自民党執行部にとって、新進党所属代議士の復党工作は合理的な公認政策の一環を成す。しかし、話はここで終わりではない。比例区での優遇を約束した以上、党執行部は都連を説き伏せなくてはならない。党執行部の要求は、どこまで貫徹するのだろうか。以下、自民党比例東京ブロックの名簿作成について見ていきたい。

自民党比例東京ブロックの名簿作成をめぐって

前述の通り、高橋の復党の条件は比例東京ブロックでの優遇であった。しかし、当然のことながら、東京の自民党現職議員の反発を招いた。では、なぜ、党執行部の要求が実現したのであろうか。まず、自民党の比例東京ブロックの名簿を見てみよう。1位には東京二区で重複立候補した都連会長の深谷隆司が単独で登載されている。2位には純粋比例候補で都連の最長老である鯨岡兵輔、3位には高橋が其々登載されている。4位には重複立候補した前職候補者11名が同一順位で並び、15位に重複立候補した元職及び新人候補者13名が並ぶ。28位は元職の純粋比例候補である。目を引くのが、深谷の単独1位と前職の重複立候補者優遇である。鯨岡と高橋の順位付けも興味深い。以下、名簿の作成過程について検討していく¹⁴⁶。

まず、重複立候補者の順位について考察する。当初の都連の案は、前職や元職・新人を問わず、重複立候補者を同一順位で登載するというものであった。しかし、この案は95年参議院選挙の結果を受けて消滅する。参議院比例区の自民党得票率は、新進党の7割程度であった。この事態を前に都連の危機感は相当なものであった。こうした都連内部の空気の変化を受けて、現職議員（前職候補者）優先の要求が強まってきたといえる。「党勢拡大に尽くしてきた実績があり、当然」「今の現職もゼロから勝ち上がってきた」「一緒に惜敗率で競い、新人に取られたのじゃかなわん」といった声が現職議員から上がった¹⁴⁷。こうした現職からの要求に対し、新人候補者の側も危機感を強めたことはいうまでもない¹⁴⁸。しかし、彼らの発言力の低さ故、都連の方針は「前職の重複候補者を1位に並べ、次いで比例区単独の候補者、続いて元職・新人（の重複立候補者：筆者注）が同一順位で並ぶ」ものに変更された¹⁴⁹。「重複立候補者は前職や元職・新人候補者を問わず、同一順位」という党執行部の方針と真っ向から対立する。が、結果的に、高橋の比例3位承認の代償として党執行部は前職優先を認めることになる。

次に、鯨岡の順位について検討しよう。当初、純粋比例候補者は、最長老の鯨岡一人であった。鯨岡の比例区転出については、比較的早い時期に都連の小選挙区候補者検討委員会で決定していた¹⁵⁰。そして、当初は比例名簿の1位に登載される可能性が高いと思われていた¹⁵¹。しかし、この鯨岡の順位について、都連内部で議論が起つた。重複立候補した前職候補者の上位に置くのか否か、という問題である。当時、既に81歳だった鯨岡については都連内部に「高齢」批判があった。また、鯨岡の地元である足立区の区長選で、共産党に敗北した責任を問う声も強かった。1996年9月8日に投開票された足立区長選挙では、自社の推す元都議の新人候補に支援を一本化することができず、地元の保守勢力が分裂した挙げ句、共産党候補に敗北した¹⁵²。総選挙直前だったこともあり、狛江市長に続く共産党首長の誕生は都連に衝撃を与え

た。このような事情もあり、鯨岡を比例名簿上位に登載することについては一部に抵抗があった。しかし、当時の都連執行部には「都連の重鎮であり、衆議院副議長まで務めた鯨岡を軽視する訳にはいかない」との思いもあった¹⁵³。この鯨岡の扱いも高橋の復党と絡むことになる。

さらに、深谷の名簿1位登載の問題があった。深谷の対抗馬は民主党の鳩山邦夫であり、過去の選挙成績からすると小選挙区における当選が危ぶまれた。また、惜敗率も厳しいと予想され、復活当選できない恐れがあった。そこで、深谷と盟友関係にある党幹部らの強い意向により、重複立候補単独1位で登載されることになった¹⁵⁴。都連会長は「東京都の顔」というのが大義名分である¹⁵⁵。

さて、こうした事態を複雑にしたのが、件の高橋復党である。まず、党執行部が提示した順位構想は、高橋の下に重複立候補した前職候補者のみを同一順位で並べるものだった。つまり、前職・元職・新人候補者の区別なく重複立候補者を同一順位で登載するという党の基本方針を曲げ、現職議員の要求に配慮した内容となっている。高橋上位登載の代償として、反対する前職候補者も優遇せざるを得なくなったのである¹⁵⁶。だが、現職議員の中からは「なぜ出戻りが上なのか」という反発が上がった。さらに、この党執行部案では鯨岡の順位が重複立候補した前職候補者の下になっていた。党のイメージアップのために、ベテラン議員優遇の是正を要求する党執行部の方針が背景にあると考えられる¹⁵⁷。しかし、このままでは、新進党からの復党組（高橋）が自民党ベテラン（鯨岡）より上位となってしまう。前述の事情もあり、都連執行部は鯨岡を上位に登載しようとしたが、高橋の優遇を求める党執行部との調整が付かなかつた。党執行部は高橋上位・鯨岡下位にしたまま、時間切れを理由に名簿の発表に踏み切ろうとしたが、都連が最後まで抵抗した。そのため、ようやく党執行部が折れて、2位鯨岡、3位高橋、4位に重複立候補した前職候補者が並んだ名簿に落ち着いた。要するに、高橋の純粋比例3位は、

小選挙区比例代表並立制における公認問題と党内権力関係重複立候補した前職候補者の優遇、鯨岡の純粋比例2位を代償に実現されたものであった¹⁵⁸。結局、自民党の比例順位発表は告示日8日午前零時過ぎになるが、11ブロックの中で最も手間取ったのが東京ブロックであった¹⁵⁹。

結び

本節では、旧東京四区の保守系政治家を事例として、党執行部と政治家の関係を軸に公認過程を検討してきた。そして、公認政策が執行部と政治家の妥協によって形成されることを確認した。政党全体の合理性を重視する公認を推進した新進党は、旧四区において離党者を出すに至った。重複立候補を認めず、比例区においては組織候補を重視したため、再選を目指す現職政治家の障害となったのである。

また、自民党の公認過程では、新規入党者を優遇することで新進党の切り崩しに弾みを付けたい党執行部と、介入に反発する都連との対決が重要な要素となっていた。まず、小選挙区での公認においては、候補者数を最大化して集票活動の実を挙げようとの意図から、公募や他党候補者の入党工作まで行われた。地盤を持つ現職議員は最も有望な候補者であるため、問題なく公認された。また、比例区における順位調整については、現職議員の優遇を代償として、党執行部は復党者の上位登載を実現した。

要するに、政権獲得のため（新進党）、過半数回復のため（自民党）、政党全体の合理性に基づく公認を党執行部は目指したといえる。一方、政治家も自らの生き残りを賭けて行動した。

党内権力関係の観点からは、第一章で見た通り、重複立候補の扱いがポイントといえる。新進党執行部が重複立候補を認めていれば、高橋が離党することはなかったであろう。ここから、小沢執行部の強力なリーダーシップが窺える。自民党は対照的である。高橋を上位に登載するため、同一順位という原則すら守ることができなかった。執行部の権力は比較的に弱体と評価して差し支えなかろう。

さて、こうした旧四区における公認劇は、どのような帰結を党内権力関係にもたらしたのか。この問い合わせるためには、公認調整と選挙協力を分析せねばならない。なぜなら、現職議員の自律性はその地盤に由来するから、公認調整と選挙協力に伴う地盤の再編が党内権力関係に無視できない影響を与えると考えられる。3名の保守系政治家は、どのように過去のライバル関係を乗り越え、どの程度の協力を実現し、地盤を再編したのだろうか。

第三節 旧東京四区における公認と党内権力関係の再編

政党が集票組織を持たない場合、候補者自前の組織に依存する他ない。獲得議席を最大化するためには、地盤その他の点で優勢な現職議員を公認することが合理的となる。このような公認政策の結果、保守系政治家は自律性を高めると予想できる。小選挙区では相対多数を制する必要があるため、彼らは選挙協力によって保守勢力を糾合し、旧中選挙区制からの地盤を再構築するであろう。その帰結は、執行部権力の相対的な弱体化である¹⁶⁰。

選挙協力の諸形態

まず、選挙協力の形態について考えてみよう。前述の通り、旧四区では粕谷が新七区、石原は新八区、高橋は比例区へと其々棲み分けた。そこで、「小選挙区間の選挙協力」「小選挙区・比例区間の選挙協力」に分けて、地盤再編の難易を考察する¹⁶¹。

まず、話を簡単にするために、系列地方議員の存在を除外して考えてみよう。「小選挙区間の選挙協力」は、選挙区を棲み分けた「旧敵」の代議士同士の間で行われる。将来も異なる選挙区での公認を期待できる以上、選挙でのライバル関係は終了する。もちろん、過去のいきさつもあり、簡単ではないかもしれないが、後援会名簿の交換も含めた密な協力が不可能ではなくなる。また、協力関係が「双務的」なこともその特徴である。

しかし、「小選挙区・比例区間の選挙協力」では、必ずしも協力による地盤の再編が進むとは限らない。なぜなら、個人後援会を柱とする地盤は、依然として、同一の選挙区内に併存しているからである。また、協力関係が「片務的」故である。小選挙区候補者は比例区候補者のために後援会名簿を提供する必要がない。他方、比例区候補者は地盤の一方的な「譲渡」を望まないであろう。次に、いわゆる「コスタリカ方式」の場合を考えてみよう。比例区に転出した候補者は小選挙区における次回公認を確実なものとするため、後援会組織の維持に全力を挙げるだろう。それは、次回、比例区に転出する小選挙区候補者も同様である。互いが、小選挙区での公認をめぐる潜在的な競争者である。よって、選挙協力による地盤の再編成は、小選挙区間でのそれより難しいと考えられる。

以上、代議士レベルでの選挙協力の問題について考えてみた。しかし、注意すべきは系列地方議員の存在である。仮に代議士レベルで選挙協力を進めようとしても、系列の地方議員間の競争関係が障害となるかもしれない。ある地方議会の選挙区から、系列が異なる2名の議員が選出されるでしょう。また、代議士と系列地方議員の支持者がある程度、重なっているとする。代議士の後援会名簿が交換されると、地方議員支持者の情報がもう一方に漏れる可能性が生じる。しかし、「小選挙区間の選挙協力」、即ち代議士が異なる小選挙区に棲み分けた場合は、選挙区外の系列地方議員が抵抗する余地は小さい。なぜなら、代議士が彼らに配慮する理由がないからである。他方、「小選挙区・比例区間の選挙協力」では、当該小選挙区に地盤を有する代議士が併存するため、地方議員の系列が維持され、代議士間の選挙協力が制約される可能性がある。

では、本節で考察している旧四区の自民党政治家達の場合は、どのような選挙協力の形態に当てはまるだろうか。まず、粕谷と石原の間は「小選挙区間の選挙協力」のタイプに該当する。96年総選挙では、粕谷が新七区、石原が新八区に棲み分けた。杉並区には石原系列の都議、仁木清二郎が

存在するが、旧粕谷系列都議、野田和男は石原系列に鞍替えした¹⁶²。比較的に円滑な選挙協力が予想できる。

では、粕谷と高橋についてはどうだろうか。粕谷は新七区、高橋は比例区に転出したから、「小選挙区・比例区間の選挙協力」となる。前述の通り、高橋の地盤は中野区であり、新七区を構成する。また、高橋系列の都議(当時は落選中)、松本文明は中野区の選出である。一方、粕谷側にも中野区選出の系列都議(同)、川井重勇が存在する。翌年(97年)の都議選を控え、両者の協力は容易でなかつたかもしれない。

また、高橋と石原の選挙協力についてであるが、高橋は新八区から撤退しており、協力は容易であったと思われる。以下、具体的なデータを参照しながら、旧四区における地盤の再編について検討していく。

自民党代議士間の選挙協力

前述の通り、旧四区の自民党代議士は選挙区を棲み分けることになったが、地盤再編はどの程度、進展したのであろうか¹⁶³。

表8は93年総選挙の得票データを元に、96年総選挙における粕谷及び石原の得票を選挙協力の形態毎にシミュレートしたものである。まず、粕谷が立候補した新七区について見てみよう。「小選挙区間の選挙協力」における粕谷の得票は、93年総選挙時の渋谷区及び中野区のデータから、粕谷と石原の選挙協力を想定して彼らの得票を合算した。シミュレーションの結果によると、65,000票となっている。「小選挙区・比例区間の選挙協力」は

小選挙区比例代表並立制における公認問題と党内権力関係

どうであろうか。粕谷の予想得票は、93年総選挙における粕谷の得票に高橋票を加えた73,000票となる。最後に三者間の選挙協力(「小選挙区間、小選挙区・比例区間の選挙協力」)について見ると、99,000票になる。

まず、粕谷と石原間の選挙協力であるが、粕谷の実際の得票とほぼ同じである。粕谷と高橋による選挙協力の場合は、実際の得票より8,000票多い。三者間での選挙協力では34,000票も多い。旧中選挙区制下では、保守系候補者同士の競合によって票の掘り起こしが進む、という現象が観察されたが、この8,000票及び34,000票ものマージンの一部はこの「掘り起こし」効果によると考えられる。また、シミュレーションより実際の得票が少ない、つまり、選挙協力が万全ではないことも物語る。

では、予想と実際の得票が一致した粕谷・石原間の選挙協力についてはどうだろうか。粕谷は新七区の石原票を上手く吸収できたのであろうか。答えは否である。この数字は見せかけの一一致に過ぎない。前述の通り、石原の地盤は堅固なものではなく、特に渋谷区と中野区での得票は個人的人気やタレントの集票効果によると考えられる。粕谷は石原と後援会名簿を交換したが、石原側が提供した名簿には粕谷支持者が記載されているなど信憑性に欠ける点が多くあった。そのため、粕谷陣営からすると、支持の伸長に役立つものとはいえなかつたようである。

高橋との選挙協力についてはどう評価すべきか。まず、高橋側による後援会名簿の提供はなかった。両者とも中野区に系列都議(候補)を抱え、翌年

表8 シミュレーションと実際の得票の比較

選挙協力	新七区(渋谷・中野区)		新八区(杉並区)	
小選挙区間	粕谷=+石原	64,726	石原=+粕谷	64,485
小選挙区・比例区間	粕谷=+高橋	73,285	石原=+高橋	66,259
小選挙区間、 小選挙区・比例区間	粕谷=+石原+高橋	99,112	石原=+粕谷+高橋	95,310
96年総選挙の得票	粕谷	65,332	石原	74,856

注：93年総選挙の得票に基づく

の都議選挙に備えていたからである。粕谷側もそれを求めなかつた。高橋側に選挙用ハガキを渡し、宛名の記入を依頼する。記入済みのハガキを受け取った粕谷側は宛名をチェックすることなく、投函した。また、粕谷の選挙運動のため、高橋は系列都議（候補）の松本と共に選挙カーに乗ることもあった。一方、かつての高橋系列区議らの中には民主党公認の新人、三木 立の支援に回つた者もいた。系列都議の関係や過去のいきさつから、選挙協力の有効性について推し量ることは難しい。

以上のような事情により、93年総選挙の三者の得票合計と実際の粕谷の得票に34,000票もの乖離が生じたと考えられる。旧中選挙区での票の「掘り起こし」効果によるマイナスだけとは考えにくい結果である。粕谷が石原票と高橋票の取り込みに成功したとは評し難い。個人票中心の石原に加え、高橋は依然として地盤を維持しており、粕谷の地盤強化に資するところは少なかつたと考えられる。

では、石原が出馬した新八区における選挙協力はどうであろうか。石原と粕谷の「小選挙区間の選挙協力」に基づくシミュレーションの結果は65,000票であり、実際の石原の得票より10,000票少ない。また、高橋との「小選挙区・比例区間の選挙協力」は66,000票で、実際の得票より9,000票少ない数字である。三者間の選挙協力の想定では95,000票となり、実際より21,000票多い。

まず、粕谷との選挙協力であるが、実際の得票が10,000票も上回るから、吸収に成功したと評価できる。石原陣営自体も、粕谷票を合わせた基礎票を60,000から70,000と読んでいた¹⁶⁴。杉並区における粕谷の集票組織は堅固なものであったし、前述の通り、粕谷の系列都議、野田和男は選挙区の分割に伴つて石原系列に鞍替えしている。さしたる組織を持たない石原にとって、大きな助力となつたと評価すべきであろう。

比例区に転出した高橋はどうであろうか。実際の得票は予想値を8,000票上回る。成功と評価すべきであろう。高橋の地盤は新七区を構成する中野区であり、新八区からは撤退したと考えられる。

実際、かつての高橋支持者が石原の支援に回つたようである。これには、いきさつがある。新進党的対抗馬はかつての系列都議、山田 宏である。93年総選挙では高橋を「裏切って」出馬したため、新八区の高橋支持者の受けは悪かった。高橋が新進党を離党し、石原支持に回つたことで安堵した者も多かつたようである。一方、高橋の系列区議の間では、石原と山田のどちらを支持するか、対応が割れることも付け加えておく。

実際の石原の得票は、三者間の選挙協力を想定した予想得票より21,000票少ない。しかし、シミュレーションとのギャップは、粕谷の場合より少ない。粕谷よりは上手く票を取り込んだといえるだろう。要するに、石原の地盤は強化されたのである。

結局、粕谷と石原は追い上げられたものの、逃げ切つて再選を果たした。両者とも、次点とは7,000、8,000票ほどの差でしかない。必ずしも選挙協力は上首尾ではなかったが、高橋の新進党離党がなければ、粕谷と石原は落選していたかもしれない。保守陣営を一本化できた意義は大きい¹⁶⁵。

結び

公認調整の結果、石原は地盤の強化に成功した。「固い票」を持つ粕谷や、ライバル関係が終了した高橋との選挙協力の恩恵に与つたといえる。粕谷は比例区に回つた高橋の地盤を選挙区内に抱え、また、石原票の「柔らかさ」のため、地盤をさして強化することはできなかつた。その反面として、比例区に転出したにもかかわらず、高橋は地盤の維持に成功した可能性がある。ただし、高橋の地盤が粕谷に取り込まれることも否定できないため、現時点での評価は暫定的である。いずれにせよ、小選挙区では地盤が維持・強化され、現職議員の自律性が守られたと考えられる。地盤を重視して小選挙区の公認を行う以上、党執行部権力が制約されることは間違いない。

まとめ

結論

本稿では、小選挙区比例代表並立制における公認問題と党内権力関係について、二つの側面から考察してきた。まず「党内政治が公認を形成する」側面に注目し、執行部権力の評価を試みた。次いで「公認のあり方が党内権力関係を再編成する」との観点から、権力基盤の再構築に注目した。

この二つの視角に基づき、まず、マクロレベルから各党の公認を横断的に分析した(第二章)。96年総選挙の公認において、新進党と共産党を除き、執行部のリーダーシップが発揮されなかつことを発見した。しかも、新進党は純粋比例区での公認により生じたアドバンテージを生かすことができなかつた。小選挙区と比例区の再選率格差に分断され、具合の悪いことに、それが旧党派の別と連動した。割拠性を温存したまま、結局、新進党は消滅への道を辿る。党内権力基盤の再生産に失敗した訳である。一方、自民党、民主党、社民党的執行部は、同一順位の重複立候補主体で無難に切り抜けた。しかし、リーダーシップは発揮されず、執行部権力が強化される兆しも見えない。

また、旧東京四区の保守系政治家を例に、ミクロ的視点から公認過程と地盤の再編成を詳しく検討した(第三章)。まず、党内政治によって公認が形成される過程を検討し、マクロ分析同様、強力なリーダーシップを発揮した新進党執行部、妥協に妥協を重ねた自民党執行部という構図を確認した。次いで、公認のあり方によって党内権力関係が再編成される側面についても、小選挙区における前職優先の公認が地盤の強化をもたらし、政治家の自律性が維持されることを明らかにした。

結論としては、政党執行部の権力は依然として弱いといえる。では、こうした状況は今後も継続するのであろうか。以下、公認問題と党内権力関係の将来を展望し、本稿を閉じることにする。

展望

公認は今後、どのような方向へ向かうのか。最

小選挙区比例代表並立制における公認問題と党内権力関係

もあり得るのは、現状の維持である。つまり、重複立候補を中心とした公認政策が採用される可能性が高い。なぜなら、重複立候補制は政党執行部及び議員にとってそれなりに合理的な公認形態である。同一順位とすれば、集票インセンティブ減退の緩和が可能であり、調整のコストも低く、かつ前職候補者を優遇することができる。また、重複立候補を認めないと、小選挙区と純粋比例区間の再選率格差の衝撃を受け、政党の凝集性に悪影響を与える恐れがある。実際、96年総選挙では、自民党、民主党、社民党がこの政策を採用した。

では、逆に党執行部の権力が強まる場合を想定してみよう。執行部の権力が強化されると、政党の合理性を反映した公認政策が採用される。その結果として選出された議員構成は、権力を再生産する基盤となるであろう。

まず、執行部権力は、政党間競争の関数と考えられる。政権交代のチャンスが大きい場合、議席の獲得競争が激化する可能性が考えられる。政党は、獲得議席を最大化するために最も合理的な公認政策を採用する必要がある。この場合、重複立候補を採用できないため、党執行部の発言力が強化されるかもしれない。しかし、ピーター・メアと阪野智一、佐藤誠三郎らのように、自民党一党優位体制の継続を指摘するものもある¹⁶⁶。これらの論考が正しいとすると、政権交代の可能性が低くなり、政権獲得に向けた積極的な公認政策の採用は期待できない。五五年体制の下、社会党は過半数獲得を実現するに足る数の候補者を公認したことはついぞ、なかった。中選挙区制では、候補者の複数擁立は共倒れを招く恐れがあった。つまり、前職候補者の生き残りを最優先した訳である。選挙制度は変わったが、本稿で見たように、前職候補者の生き残りを最優先すると、最適な公認政策を採用する余地が少なくなってしまう。かつての野党同様、政権獲得を諦める代償として前職候補者の再選を最優先する公認、この「甘美な罠」に陥る可能性を忘れるべきではない。

次に、「政党化」の進展によって政治家の自律性が低下する可能性を指摘したい。現在、候補者に

依存している集票組織が政党化するかもしれない。新選挙制度に対応して各党は選挙区支部を整備しており、「地盤」の面で政党の組織化へと向かう可能性はある。しかし、現時点ではこの見込みは薄いといわざるを得ない。既に、政治資金、即ち「カバン」は政党助成金制度の導入や政治資金規正法の改正によって、政党の占める割合が増大している。この政党助成金も既存の候補者単位の集票組織を維持するために使われたようである¹⁶⁷。政党助成法違反を皮切りに数々の違法行為が明らかになつた中島洋次郎元代議士に見られるように、政党支部が私物化されている現状がある¹⁶⁸。

また、将来、小選挙区が固定化する可能性を考慮に入れねばならない。前章で小選挙区導入に伴う地盤強化について検討したが、同じく小選挙区制を採用するアメリカでは著しい現職優位が見られる¹⁶⁹。アメリカにおける研究では、選挙区サービスや議会委員会への所属などの現職議員が持つ政治的資源面での優位と、脱政党化現象に伴う候補者中心投票の進展という二つの側面に注目するものが多い¹⁷⁰。我が国においては、選挙区サービスや補助金の獲得などの点で特に現職優位である。また、綿貫讓治と蒲島郁夫の研究によると、「投票の際に候補者と政党のどちらを重視して投票したか」という問い合わせへの回答では「候補者」と「政党」がほぼ拮抗している¹⁷¹。さらに、重複立候補のセーフティ・ネット効果によって守られている。要するに、「三百諸侯」となり、自律性を強める可能性が高い¹⁷²。

日本政治における「政治的意味空間の分断」を克服するためには、「政治の集中」を確立することが不可欠である¹⁷³。政党執行部のリーダーシップ強化は「政治の集中」に貢献すると考えられる。権力関係→公認→権力関係→公認……という循環を「政党中心」の方向に回していくことができるか。選挙制度改革によってマヌーバーの余地が生じた以上、どう生かすかは、政党、政治家次第である。しかし、旧中選挙区制で蓄積された候補者中心の集票組織のあり方が政党の割拠性を温存し、制度変化の衝撃を緩和してしまう¹⁷⁴。重複立候補

の廃止も含め、絶えざる改革が必要といえよう。

謝辞

本稿の第三章を執筆するに当たり、関係者の方々にインタビューを行つた。秋葉信行氏（自民党都連事務局長）、工藤定憲氏（粕谷 茂代議士第一秘書）、野沢 潔氏（高橋一郎代議士政策秘書）、橋本辰二郎氏（公明東京都本部長、都議会公明議員団長）、古川 伝氏（朝日新聞社政治部記者）、以上の各氏である（アイウエオ順、肩書きは当時）。

また、谷口将紀氏（東京大学助教授）より、草稿段階で貴重なコメントを頂いた。

快くご協力下さった皆様へ、記して謝意を表する。無論、文責は筆者にあることも付け加えておく。

注

- 1 このプロセスについては、成田憲彦「政治改革の過程」論の試み』『レヴァイアサン』（第20号、木鐸社、1997年、7-57頁）及び田中宗孝『政治改革六年の道程』（ぎょうせい、1997年）を参照。
- 2 法的プロセスとしての「公認」（nomination）と、党内における「候補者選定」（candidate selection）を区別する考え方もある。Austin Ranney, "Candidate Selection", in David Butler, Howard R. Penniman, and Austin Ranney eds., *Democracy at the Polls: A Comparative Study of Competitive National Elections*, American Enterprise Institute for Public Policy Research, 1981, p. 75. 本稿では、より一般的な「公認」を用語として採用するが、論文の紹介では適宜に使い分ける。
- 3 岡沢憲英『政党』東京大学出版会、1988年、10-15頁。これらに加え、岡沢は「政治的社会化機能」を挙げる。
- 4 政治の割拠的性格は、日本政治の宿痾である。佐々木やウォルフレンは、其々「政治的意味空間の分断」「政治の中心の喪失」と表現し、その問題性に注意を喚起してきた。本稿は、その原因の一つとして、党内政治におけるリーダーシップの欠如を挙げ

たい。佐々木 肇『いま政治になにが可能か』中公新書, 1987年; Karel van Wolferen, *The Enigma of Japanese Power: People and Politics in a Stateless Nation*, Macmillan London Limited, 1989. 篠原 勝訳『日本／権力構造の謎』(上・下) 早川文庫, 1994年。

5 我が国における選挙制度改革が二大政党制をもたらすとの主張には賛否両論がある。川人や北岡は二大政党化の傾向を指摘するが、佐藤、鹿毛、メア・阪野らは否定的である。他方、蒲島・松田によると、二大政党化は政党側の対応に依存するという。川人貞史「二大政党制に近づけた新選挙制度」朝日新聞1996年10月22日; 北岡伸一「与党と野党の政治力学—新制度の総括と政党政治の行方」『中央公論』1997年1月号, 28-37頁; 佐藤誠三郎「選挙制度改革論者は敗北した」『諸君』1997年1月号, 60-70頁; 鹿毛利枝子「制度認識と政党システム再編」大嶽秀夫編『政界再編の研究』有斐閣, 1997年, 303-338頁; ピーター・メア・阪野智一「日本における政界再編の方向—一党優位政党システムの変容それとも再生?」『レヴァイアサン』第22号, 木鐸社, 1998年, 12-33頁; 蒲島郁夫・松田葉子「選挙制度改革のインパクト」『選挙』1997年9月, 5-16頁。

6 多数決制と比例代表制を何らかの形で組み合わせた「混合選挙制度」(mixed electoral systems)を採用する国は、29カ国(世界人口の約1/5)に上る。Louis Massicotte, and André Blais, "Mixed electoral systems: a conceptual and empirical survey", *Electoral Studies* 18, 1999, p. 345.

7 E.E. Schattschneider, *Party Government*, Holt, Rinehart and Winston, 1942, pp. 64 and 100. このシャットシュナイダーの主張は、当然だが、アメリカを念頭に置いていることに注意せねばならない。議院内閣制を採用する我が国では、与党のリーダーが首相に任命される。よって、リーダーの選出をめぐる党内政治も重要な分析ポイントといえる。自民党の総裁選出については、田中善一郎『自民党のドラマツルギー』(東京大学出版会, 1986年) を参照。

8 Robert Michels, *Political Parties: A Sociologi-*

cal Study of the Oligarchical Tendencies of Modern Democracy, Dover Publications, Inc., 1959, pp. 172-3. 無論、政党執行部の権力強化は党内民主主義の観点からすると「有害」である。ミヘルスは、まさにこの問題を指摘していた。要は、割拠性と寡頭制、どちらの弊害を重視するかによる。

9 ベルギー、イギリス、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、オランダ、ノルウェーである。

10 Michael Gallagher, and Michael Marsh eds., *Candidate Selection in Comparative Perspective: The Secret Garden of Politics*, SAGE Publications, 1988. 他に比較政治学的に公認を分析したものとして、Pippa Norris ed., *Passages to power: Legislative recruitment in advanced democracies*, Cambridge University Press, 1997があるが、政治エリートの社会的属性の探求に重きを置いており、選挙制度と党内権力配置の関係への関心が薄いため、ここでは紹介しない。

11 例えば、Maurice Duverger, *Les Partis Politiques*, Librairie Armand Colin, 1951. 岡野加穂留訳『政党社会学』潮出版社, 1970年, 385頁; Moshe M. Czudnowski, "Political Recruitment", in Fred I. Greenstein and Nelson W. Polsby eds., *Micropolitical Theory*, Addison-Wesley Publishing Company, 1975, p. 221; David Butler, "Electoral Systems", in Butler et al. eds., *op. cit.*, p. 20; Rein Taagepera, and Matthew Shugart, *Seats and Votes: The Effects and Determinants of Electoral Systems*, Yale University Press, 1989, p. 24を参照。

12 Michael Gallagher, "Introduction", in Gallagher and Marsh eds., *op. cit.*, pp. 9-10.

13 Idem, "Conclusion", in Gallagher and Marsh eds., *op. cit.*, pp. 236-283.

14 *ibid.*, pp. 264-5.

15 他方、河野によると、社会党以外の野党は当選の見込みが薄い三人区より定数の大きい選挙区に候補者を立てる傾向があるという。野党も合理的な公認政策の採用を迫られた訳である。Masaru Kohno, *Japan's Postwar Party Politics*, Princeton

University Press, 1997, pp. 125-134.

- 16 李 甲允「衆議院選挙での政党の得票数と議席数一公認候補者数と票の配分に関する政党の効率性と選挙区間定数不均衡の効果」『レヴァイアサン』(第10号, 木鐸社, 1992年, 109-131頁)の他に, Gary W. Cox, "SNTV and d'hondt are 'Equivalent'", *Electoral Studies* 10: 2, 1991, pp. 118-132も同様に指摘する。
- 17 李, 前掲論文, 118頁。白鳥は, そのタイトル通り, 候補者選定過程の特徴を「地元主義」「派閥主義」「個人主義」とまとめた。また, 特定の候補者をめぐる公認過程の分析として, カーティスによる研究がある。Rei Shiratori, "Japan: localism, factionalism and personalism", in Gallagher and Marsh eds., *op. cit.*, pp. 169-189; Gerald L. Curtis, *Campaigning, Japanese Style*, Columbia University Press, 1971. 山岡清二訳『新版代議士の誕生 日本式選挙運動の研究』サイマル出版会, 1983年, 第1章。
- 18 Gary W. Cox, and Frances Rosenbluth, "Reducing Nomination Errors: Factional Competition and Party Strategy in Japan", *Electoral Studies* 13: 1, 1994, pp. 4-16.
- 19 Steven R. Reed, "The Nomination Process for Japan's Next General Election: Waiting for Heir-*itu-sei*", *Asian Survey* 35: 12, 1995, pp. 1075-1086.
- 20 丹羽 功「自民党地方組織の活動—富山県を事例として」大嶽秀夫編『政界再編の研究』有斐閣, 1997年, 253-275頁。
- 21 以下の議論はいくつかの前提に基づく。まず, 政党執行部は獲得議席数を最大化するような公認を望むと仮定する。通常, 選挙での敗北は執行部の退陣, 威信の失墜に繋がるからである。他方, 個々の政治家にとっては再選可能性を最大化するような公認が最も望ましいと考えられる。また, 本稿では選挙における集票活動の主体として, 政党組織ではなく候補者個人の支援組織を想定して議論する。なぜなら, 利益集団や個人後援会が政党の果たすべき機能を代替している現状, 即ち丸山が指摘する「役割のズレ」が存在するからである。また, 参議院選挙については, 神江や辻中も政党の組織依存を指摘する。丸山真男『増補版 現代政治の思想と行動』未来社, 1964年, 531頁; 神江伸介「第一四回参議院議員通常選挙」榎 正夫編『日本の総選挙 1986年一同日選挙, 自民党300時代の登場』九州大学出版会, 1987年, 95頁; 辻中 豊『利益集団』東京大学出版会, 1988年, 133-4頁。
- 22 小選挙区と重複立候補しない比例区の候補者数は, 公職選挙法第八六条の二第五項によって当該選挙ブロックの定数に制限されている。他方, ドイツの 小選挙区比例代表併用制では, 比例名簿の登載人数に上限がない。そのため, 83年連邦議会選挙で比例区の定数248名(総定数は496名)に対し, CDUは257名(=比例区候補者総数405名-重複立候補者数148名)の候補者を擁立している。Geoffrey Roberts, "The German Federal Republic: the two-lane route to Bonn", in Gallagher and Marsh eds., *op. cit.*, p. 101を参照。
- 23 小選挙区と比例区で重複立候補するなら, 名目的には最大800名の候補者を擁立することになる。
- 24 彼らの集票基盤は旧中選挙区全域すら網羅していないかった。中選挙区における得票の地域的な偏り(=地盤)を, 水崎は計量分析によって示す。水崎節文「衆議院総選挙における地域偏重的得票の計量分析試論」『岐阜大学教養部研究報告』第17号, 1981年, 27-42頁; 同「得票の地域偏重より見た選挙区特性」『岐阜大学教養部研究報告』第18号, 1982年, 13-38頁。
- 25 辻中, 前掲書, 133頁。
- 26 詳しくは, 朝日新聞選挙本部編『朝日選挙大観 第38回総選挙 第14回参議院通常選挙』(朝日新聞社, 1986年, 資料37-8頁)を参照。宗教団体と選挙の関わりについては, 宗教と政治を考える会編『宗教界再編のカギ 神と仏と選挙戦 大宗教教団の政治戦略』(徳間書店, 1980年)がある。
- 27 広瀬道貞『補助金と政権党』朝日文庫, 1993年, 43頁。
- 28 「当落線上」の候補者については, 名簿順位に起因する問題を免れることができる。

- 小選挙区比例代表並立制における公認問題と党内権力関係
- 29 しかし、比例区で獲得可能と期待される議席数が、同一順位で登載された重複立候補者の数より多い場合は無効である。この場合、これら重複立候補者が当選することは当初より確実だからである。
- 30 以下では「純粋比例（区）候補（者）」なる用語が度々登場するが、これは「小選挙区と重複立候補しない比例区単独の候補者」を意味する。
- 31 次節で述べるが、新進党のケースである。
- 32 93年総選挙における主要政党とは、自民、社会、新生、公明、日本新、さきがけ、共産、民社、社民連の各党を指す。候補者総数は、石川真澄『戦後政治史』（岩波新書、1995年、235頁）から算出した。
- 33 コスタリカ方式については、朝日新聞1996年7月27日。同方式を採用して公認を調整した自民党前職候補者は全員、再選された。
- 34 朝日新聞1996年10月9日。
- 35 朝日新聞1994年12月14日、同1995年1月5日、読売新聞1995年3月18日。
- 36 名簿の詳細については、朝日新聞1996年10月8日夕刊を参照。
- 37 この公認基準案には、将来、比例区に定年制を導入することも盛り込まれた（朝日新聞1994年5月18日）。定年制の導入はいわゆる「YKK」を中心とする「グループ・新世紀」の提言だが、ベテラン議員が激しく反発した経緯がある（読売新聞1995年4月16日）。
- 38 毎日新聞1996年9月18日。
- 39 小数点以下を四捨五入。以下、同様。
- 40 東北ブロックを構成する各県には、新進党の幹部が多い。青森は知事が新進党系の木村守男である。岩手は小沢一郎、宮城は愛知和男、秋田は鹿野道彦、福島は渡部恒三の地元である。
- 41 甘利 明、小此木八郎、亀井善之、河野洋平である。
- 42 鈴木宗男（北海道）、深谷隆司（東京）、衛藤晟一（九州）である。
- 43 純粋比例候補者の平均年齢は、60歳である。新進党の49.7歳と比較すると、明らかに高い（朝日新聞1996年10月9日）。
- 44 能勢和子である。
- 45 熊谷市雄である。新進党に対抗して農民票の獲得を狙った措置である（読売新聞1996年11月4日）。大嶽によると、その集票効果は大きく、小選挙区での得票にも貢献したようである。大嶽秀夫「都市圏における個人後援会の変容と再編」大嶽秀夫編『政界再編の研究』有斐閣、1997年、100頁。
- 46 読売新聞1996年10月9日；Reed, *op. cit.*
- 47 朝日新聞1995年2月28日。
- 48 読売新聞1996年9月7日。
- 49 読売新聞1996年10月8日。竹内黎一（東北）、田沢吉郎（同）、蓮実 進（北関東）、田原 隆（九州）である。内、再選に成功したのは蓮実のみである。
- 50 無論、有力な対立候補との戦いとなる候補者は重複立候補を要求した（読売新聞1996年9月17日）。
- 51 毎日新聞1996年10月8日夕刊。
- 52 朝日新聞1996年10月9日。
- 53 読売新聞1996年10月8日。
- 54 「不戦敗」を避けるため、新人候補者の擁立に躍起となっていた。仮に小選挙区で敗れたとしても、比例区の得票に貢献するからである（朝日新聞1995年2月24日）。
- 55 松田篤之と一川保夫である。
- 56 読売新聞1996年10月9日付の記事は、「旧公明党、旧民社党系の候補を上位に並べる「支持団体重視型」が多く、創価学会、労組など支持団体の集票力をあてこむ戦略」と論評する。また、小野によると、旧公明党系が比例区に転出した「背景には創価学会の組織票が存在し、新進党としてもこれを利用しない手はなかったし、また利用せざるを得ない状況でもあった」という。小野泰輔「新進党」東大法・蒲島郁夫ゼミ『「新党」全記録 第II巻 政治状況と政党』木鐸社、1998年、224頁。
- 57 朝日新聞1996年10月9日。
- 58 公明党色が強まり過ぎることには、公認過程において抵抗があった（読売新聞1996年8月15日）。
- 59 斎藤鉄夫（中国）、遠藤和良（四国）である。
- 60 城島正光である。
- 61 米津等史（南関東）、山中憲子（東海1位）、鈴木淑夫（同2位）、池坊保子（近畿）である。
- 62 南関東ブロックの例については、読売新聞1996年

- 10月8日。
- 63 結党日は1996年9月22日。
- 64 毎日新聞1996年10月5日，同8日。
- 65 菅 直人代表，鳩山邦夫(旧新進党)，海江田万里(旧市民リーグ)，山花貞夫(旧社会党)である。
- 66 池端清一，中沢健次，金田誠一，鳩山由紀夫代表の順となっている。
- 67 石毛鎌子(東京)，家西 悟(近畿)である。九州ブロックの純粋比例1位で出馬した，元連合副事務局長の女性新人候補(松本惟子)を加えると3名。
- 68 每日新聞1996年10月8日夕刊。
- 69 93年総選挙における社会党の候補者数は，石川(前掲書，235頁)に依拠した。
- 70 伊藤 茂幹事長(読売新聞1996年10月8日)の発言。
- 71 朝日新聞1996年10月8日。
- 72 村山富市である。
- 73 伊藤 茂である。
- 74 保坂展人(東京)，辻元清美・中川智子(近畿)である。
- 75 読売新聞1996年10月9日。
- 76 朝日新聞1994年3月24日。
- 77 每日新聞1996年10月5日。
- 78 金子満広副委員長(北関東)，松本善明衆院議員団長(東北)，正森成二衆院国体副委員長(中国)，吉井英勝中央委員(九州)である。
- 79 一般的に，小選挙区は大政党に有利とされる。96年総選挙における議席率/得票率比は，自民党の1.5に対し，新進党は1.1，民主党は0.5，社民党は0.6，共産党に至っては0.1に過ぎない。自民党の小選挙区(重複立候補のそれも含む)の成績と他党との差が極めて大きい一つの原因と考えられる。
- 80 新進党については，ケースが前職5名，新人3名と少ないため，分析から外す。
- 81 予想通り，前職，元職・新人を問わず，全般的に「強かった」自民党候補者においては，小選挙区における当選率及び惜敗率に有意な格差を見出せない。
- 82 神農によると，「比例区での順位決定に関して総選挙対策本部の顧問兼本部長代理である羽田の頭越しに決められ執行部の独走ぶりが目立った」。神農大輔「新進党」東大法・蒲島郁夫ゼミ『「新党」全記録 第I巻 政党组织』木鐸社，1998年，99頁。また，旧自民党系の羽田支持・反小沢グループは，早くも総選挙後の1996年12月に新党「太陽党」を旗揚げしている。一年後の1997年12月，旧日本新党代表の細川護熙は新党「フロムファイブ」を結成し，新進党解党への口火を切った。
- 83 鈴木棟一『永田町大乱3—甦る自民党政治』講談社，1997年，4頁。
- 84 朝日新聞1997年3月2日。
- 85 新選挙制度の施行に伴い，旧東京四区は新七区(渋谷区・中野区)と新八区(杉並区)に分割された。以下，旧新の呼称について，適宜に使い分けていく。
- 86 選挙区を対象とした事例研究は枚挙に暇がない。本稿では煩雑を防ぐため紹介はしない。代表的なものとしては，カーティス(前掲書)や山田の研究，新制度下のそれは大嶽編がある。各回の総選挙については，榎編を参照。山田真裕「選挙地盤と得票の動態一橋本富美三郎と額賀福志郎を中心にー」『筑波法政』第15号，1992年，355—396頁；大嶽秀夫編『政界再編の研究』有斐閣，1997年；榎 正夫編『日本の総選挙 1969年』毎日新聞社，1970年；同編『国民の選択ー一九七二年総選挙の分析ー』三一書房，1974年；同編『一九七六年日本の総選挙—ロッキード選挙と共産党の敗北ー』国民政治研究センター，1979年；同編『日本の総選挙1979~80—保革伯仲より保守優勢への転回ー』果林房，1982年；同編『日本の総選挙 1983年—田中判決批判選挙の総合分析ー』九州大学出版会，1985年；同編『日本の総選挙 1986年一同日選挙，自民党300時代の登場ー』九州大学出版会，1987年。
- 87 自民党・新進党以外の各党については，今後の課題としたい。
- 88 朝日新聞1993年6月19日。
- 89 蒲島郁夫『政権交代と有権者の態度変容』木鐸社，1998年，240頁。
- 90 蒲島郁夫・山田真裕「後援会と日本の政治」日本政治学会編『ナショナリズムの現在 戦後日本の政

治(日本政治学会年報)』(岩波書店, 1994年, 211-231頁) の図3を参照。

91 朝日新聞1997年6月23日。

92 経歴などについては、自民党都連のホームページ(<http://www.tky.3web.ne.jp/~tkyjimin/kokkai.html>)及び朝日新聞を参照した。以下、高橋及び石原も同様である。

93 毎日新聞1996年7月20日。

94 高橋家についての記述は、高橋事務所提供の資料に依拠した。

95 復党工作を行った加藤紘一の働きかけと考えられる。

96 引野によると、「93年総選挙の際、「石原の選挙戦風景を取材していると、日本テレビのカメラマンとよく遭遇した」(66頁)。また、その日本テレビが投票日当日に叔父裕次郎の追悼番組を放映し、他陣営から不公正との批判を受けた。引野 肇「超激戦区、社会党惨敗—注目選挙区から 東京4区」『新聞研究』1993年9月号, 65-67頁。

97 粕谷については朝日新聞1983年12月6日、高橋は同1990年2月8日、石原は毎日新聞1990年2月19日夕刊の記事。

98 本稿は「特定の候補者を集中的に支持する地区」として地盤を定義する。つまり、地盤の有無は、ある地区における特定候補者の相対得票率を観察することで判断できる。この定義は、山田(前掲論文)の「特定の候補者を集中的かつ継続的に支持する地区」(394頁)を参考とした。紙幅の関係で時系列的分析ができないため、支持の「継続性」についての定義を省略した。

99 井上によると、衆議院議員の集票組織は個人後援会、系列地方議員、系列団体・系列企業から構成されるという。井上義比古「国會議員と地方議員の相互依存力学—代議士系列の実証研究」『レヴァイアサン』第10号、木鐸社、1992年、133-4頁。また、代議士の系列地方議員を特定するに際し、粕谷事務所及び高橋事務所双方の関係者の協力を得た。どの系列にも属しない「中間派」もわずかながら存在する。彼らについては、計算から除外した。

100 川井重勇は93年都議選に初出馬し、落選。97年都

議選で初当選を果たしている。

101 下二桁を四捨五入。

102 下三桁を四捨五入。以下、同様。

103 粕谷事務所関係者の証言。

104 仁木は1998年に死去している。現在の石原陣営の支柱は、かつて粕谷系列の都議であった野田和男である。かつての粕谷系列杉並区議は石原系になったと考えられる。

105 朝日新聞1990年2月10日夕刊。

106 石原プロモーション所属のタレント達、いわゆる「石原軍団」が選挙区を練り歩くことで有名である。

107 本稿の記述は、新聞記事や選挙における得票、関係者へのインタビューなどの各種資料を元に再構成したものである。

108 自民、新進両党による「引き抜き合戦」については、読売新聞1996年6月28日、同7月21日。

109 朝日新聞1994年3月16日夕刊。

110 都連の公募については、読売新聞1995年1月5日。東京の自民党の場合、1994年6月2日現在で八つの選挙区で候補者が決まっていなかった(朝日新聞1994年6月2日)。

111 毎日新聞1994年12月17日。

112 每日新聞1994年12月25日。

113 朝日新聞1995年6月22日。

114 朝日新聞1995年11月18日。

115 読売新聞1996年8月19日。自由連合を経て自民入党した元民社党委員長の大内啓伍を公認済みであった。

116 朝日新聞1995年11月18日。党の公認を得ることができないと、政見放送は認められず、ビラ、ポスター、新聞広告などを用いた選挙運動も候補者個人分に限定される。また、政治資金規正法改正や政党助成法の導入によって、政治資金面でも不利益を蒙ることになる。結局、無所属で出馬して当選した新井将敬も、無所属候補の不利を語る(同1996年10月4日、読売新聞1996年10月21日)。

117 この点については、複数の旧四区関係者の証言を得た。

118 公明東京都本部幹部の証言。

- 119 当時、公明の選対責任者であった東京都本部幹部は、小沢が高橋への不満を漏らすのを幾度も聞いたと証言する。また、毎日新聞1996年9月15日付の記事には、「高橋氏は小選挙区で出るか比例区に回るかの選択で党執行部と衝突したことなどから「反小沢」色を強め」とある。
- 120 当時、一部の週刊誌などでも報道されたようだが、確認することができなかった。
- 121 朝日新聞1995年2月24日。
- 122 旧公明党系前職候補者とは、東 祥三、遠藤乙彦、太田昭宏、石井啓一の計4名である。「都内八十万ともいわれる創価学会票をフル回転させる作戦」とされる（朝日新聞1996年10月2日）。
- 123 小沢党首ら選対幹部は比例選の順位付けについて一任を取り付けていた（読売新聞1996年10月8日）。
- 124 読売新聞1996年1月23日。後に、高橋と共に新進党を離党する杉山憲夫、井奥貞雄両代議士も参加している。
- 125 旧新生党系現職代議士は高橋一郎、西川太一郎、吉田公一の3名であった。西川は小沢の中学校時代の同級生であり、小沢の側近である（読売新聞1996年7月13日）。
- 126 東京選挙区では、前述の魚住裕一郎が106万票という旧公明党時代では考えられない得票でトップ当選を果たしている（読売新聞1995年11月8日）。
- 127 公明東京都本部幹部によると、「正直いって、ほつとした」そうである。また、友愛会とは協力関係にあったため、旧民社党系新人候補の1位登載を支持したという。旧公明党系が目立つことを避けたかった事情もあると思われる。
- 128 高橋の比例順位については、自民党都連幹部も同様の見方を示した。偶然、同席した柿沢弘治代議士（当時）も同じ意見であった。無論、高橋が新進党都連会長であることを根拠に、比例順位の上位登載を確実視する見解があったことは事実である（朝日新聞記者の証言）。しかし、この見方は、第四次公認において比例区を辞退して小選挙区に回った理由を説明することができない。
- 129 大塚の待遇は「古巣」である自民党都連の関係者に衝撃を与えた。
- 130 朝日新聞1996年10月2日。
- 131 公明東京都本部幹部の証言。
- 132 朝日新聞記者によると、「高橋引退」の噂が流れたほどである。
- 133 朝日新聞1996年9月12日。
- 134 朝日新聞1996年9月13日。
- 135 毎日新聞1996年9月12日。
- 136 読売新聞1996年9月12日。
- 137 読売新聞1996年9月18日。
- 138 読売新聞1996年9月17日。
- 139 読売新聞1996年6月28日。
- 140 自民党都連幹部の証言。
- 141 読売新聞1996年10月2日。
- 142 読売新聞1996年9月13日。
- 143 読売新聞1996年9月21日。自民党都連幹部によると、都連内部では「大いなる抵抗」があったという。
- 144 粕谷事務所関係者の証言。粕谷は都連の小選挙区候補者検討委員会の委員長を務めていた。
- 145 前述の杉山（比例東海ブロック）と井奥（同南関東）の場合にも同様のことがいえるかもしれない。静岡六区の栗原裕康は小選挙区で落選、比例区で復活当選している。千葉六区の渡辺博道は初挑戦であり、2位に5,000票差まで詰め寄られたが、逃げ切っている。杉山と井奥が自民党に復党して比例区に回ったことが、彼らの選挙に貢献したことは間違いない。
- 146 この経緯については、自民党都連幹部の証言によるところが大きい。煩雑を避けるため、引用を省略する。
- 147 朝日新聞1995年11月7日。
- 148 十一区の公認候補である下村博文都議（当時）は「小選挙区で落ちても必ず当選する人がいれば、党勢拡大のエネルギーが出ない」と「全員同一順位」を求めた（朝日新聞1995年11月7日）。
- 149 朝日新聞1996年10月10日。
- 150 毎日新聞1994年12月29日。
- 151 朝日新聞1996年10月10日。
- 152 朝日新聞1996年9月9日。鯨岡の系列区議の一部

が新進党推薦の対立候補の支援に回ったことが「共倒れの結果を招いた」として、地元区議らが鯨岡の名簿順位を「再考」するよう、都連あてに要望していた（同10月10日）。

153 当時の都連執行部とは、深谷隆司都連会長と小杉隆幹事長を指すと考えられる。

154 公明は新進党を離党した鳩山への推薦を取り消したが、「宗教法人法改正を押し通した自民を応援する訳にもいかない」（文京区議の一人）事情があった。また、93年総選挙において深谷は鳩山に30,000票を超える差を付けられたが、この得票差は創価学会票によるものである（朝日新聞1996年9月29日）。こうした事情が党本部の配慮するところとなり、単独1位に登載されたのか、確認できなかつた。この深谷の順位については、高橋復党とどのような関係があったのか不明である。ただ、深谷と粕谷の2名を同一順位の1位に据えるとの案が浮上したが、粕谷が断ったため、深谷が単独1位となるという経緯があった（朝日新聞1996年10月10日）。深谷側からすると、「目立ちたくない」ということであろうか。また、深谷の盟友とは、野中広務幹事長代理（当時）を指すと思われる。

155 毎日新聞1996年10月8日夕刊。

156 読売新聞1996年10月8日夕刊。

157 読売新聞1996年9月7日。

158 自民党都連幹部によると、比例名簿作成の最終権限は党本部に担保されており、公認における党本部の力は確実に大きくなつたという。

159 朝日新聞1996年10月8日。

160 Bruce Cain, John Ferejohn, and Morris Fiorina, *The Personal Vote: Constituency Service and Electoral Independence*, Harvard University Press, 1987, p. 3によると、「選挙において個人的支持を築いた議員は、リーダーによる支配と調整の試みに抵抗し得るし、また、抵抗を望むに違いない」。

161 公認調整と選挙協力の全体のケース数については、表2で明らかにしたので再掲しない。

162 朝日新聞1997年6月26日付の記事によると、97年都議選で、石原は野田陣営の選対委員長に就いた。

杉並区議会には野田の支持者が多く、地域組織が欲しい石原は仁木から野田にシフトしているという。

163 選挙協力についての記述は、粕谷事務所及び高橋事務所の関係者による証言に基づく。煩雑を避けるため、引用を省略する。

164 読売新聞1996年9月27日。

165 朝日新聞記者によると、高橋が自民党に復党する以前は、新七区の建設業者が「股裂き状態で身動きがとれない」と嘆いていたという。

166 メア・阪野、前掲論文；佐藤、前掲論文。

167 朝日新聞1998年11月15日。

168 朝日新聞1996年12月28日付の記事によると、「選挙区の支部長は代議士や候補予定者が就いており、実体的には代議士への献金と同じ」であるから、政党支部が政治家の「もう一つの財布」になっているという。政治資金について包括的な調査を行った吉田・山本、谷口も同様に指摘する。吉田慎一・山本修嗣「議員を生み出すコスト」佐々木毅・吉田・谷口将紀・山本編『代議士とカネ 政治資金全国調査報告』朝日選書、1999年、22-26頁；谷口「浮かび上がった政治資金システムの問題点」同、64-72頁。

169 森脇によると、戦後(1946-96)における下院議員の平均再選率は91.5%に上る。森脇俊雅「アメリカの場合」梅津 實・森脇・坪郷 實・後 房雄・山田真裕『比較・選挙政治—90年代における先進5カ国の選挙—』ミネルヴァ書房、1998年、78頁。

170 Gary W. Cox, and Jonathan N. Katz, "Why Did Incumbency Advantage in U.S. House Elections Grow?", *American Journal of Political Science* 40: 2, 1996, pp. 480-2.

171 綿貫讓治・蒲島郁夫「一九九六年衆議院総選挙の分析(1)」『選挙』1997年6月号、11頁。

172 朝日新聞1994年3月20日。リードによると、小選挙区の当選者と比例区での復活当選者の現職議員2名が併存するという。Reed, *op. cit.*, p. 1085.

173 佐々木、前掲書。

174 鹿毛（前掲論文、332頁）も同様の見解を示している。